

令和3年2月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和3年3月4日～5日

場 所 第2委員会室

令和3年3月4日(木曜日)

委員 一人
委員 井上紀代子

午前9時56分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)
- 議案第62号 令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
- 報告第63号 令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 報告第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 報告第80号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例
- 報告第81号 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例
- 報告第88号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)
- その他報告事項
 - ・オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火リレーについて
 - ・平成30年度宮崎県県民経済計算について
 - ・男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果の概要について
 - ・記紀編さん1300年記念事業の成果等について
 - ・宮崎県体育館の取扱いと新体育館建設に係る今後の対応方針について
 - ・国民スポーツ大会に向けた準備状況について

説明のため出席した者

総合政策部

- 総合政策部長 渡邊浩司
- 総合政策部次長(政策推進担当) 重黒木清
- 総合政策部次長(県民生活・文化祭担当) 酒匂重久
- 総合政策課長 渡久山武志
- 秘書広報課長 児玉憲明
- 広報戦略室長 松野義直
- 統計調査課長 磯崎史郎
- 総合交通課長 大東収
- 中山間・地域政策課長 川端輝治
- 産業政策課長 甲斐慎一郎
- 生活・協働・男女参画課長 山崎博信
- 交通・地域安全対策監 水口圭二
- みやざき文化振興課長 児玉さわ子
- 国民文化祭・障害者芸術文化課長 坂元修一
- 記紀編さん記念事業推進室長 河野龍彦
- 人権同和対策課長 後藤英一
- 情報政策課長 鎌田伸次
- 国民スポーツ大会準備課長 井上大輔

出席委員(8人)

- 委員 長 野崎幸士
- 副委員 長 太田清海
- 委員 坂口博美
- 委員 丸山裕次郎
- 委員 山下寿
- 委員 佐藤雅洋

総務部

- 総務部長 吉村久人
- 危機管理統括監 藪田亨
- 総務部次長(総務・市町村担当) 日高幹夫
- 県参事兼総務部次長 小堀和幸

(財務担当)

危機管理局長
兼危機管理課長
温水豊生
総務課長
園山俊彦
部参事兼人事課長
田村伸夫
行政改革推進室長
長谷川武
財政課長
石田渉
財産総合管理課長
蕪美知保
防災抛庁舎整備室長
中武英俊
税務課長
三井芳朗
市町村課長
日高正勝
総務事務センター課長
齋藤謙
消防保安課長
佐藤勝重

議事課長 児玉洋一
政策調査課長 日吉誠一

事務局職員出席者

議事課主任主事 渡邊大介
総務課主事 合田有希

会計管理局

会計管理者兼
会計管理局長
大西祐二
会計管理局次長
満行智浩
会計課長
大磯浩文
物品管理調達課長
小田三和子

人事委員会事務局

事務局長 小田光男
総務課長 穴見誠
職員課長 有村隆

監査事務局

事務局長 横山幸子
監査第一課長 阿久根一人
監査第二課長 齊藤郁宏

議会事務局

事務局長 亀澤保彦
事務局次長 内野浩一朗
総務課長 長倉健一

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第79号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、本委員会に付託されました議案等について部長の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日もよろしくお願いたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。去る2月24日に開催いたしました「ストップ・コロナ差別」共同宣言の発出式に当たりましては、県議会を代表しまして丸山議長に御出席を賜ったところでございます。誠にありがとうございます。

同日は議会、行政、医療、福祉、経済、教育など、関係31団体の代表の方々にお集まりいただきまして、新型コロナに感染された方々やそ

の御家族、医療従事者等への不当な差別や誹謗中傷をなくしていくための強い決意を出席者全員で示すことができたところでございます。

引き続き、県議会の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、県民一丸となって差別や誹謗中傷のない宮崎県づくりに取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の目次を御覧いただきたいと思います。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第61号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)」、そして議案第62号「令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)」の2件でございます。

資料の右側1ページを御覧いただきたいと思います。

総合政策部の一般会計、2月補正予算額は、一般会計の表の一番下の計の欄にありますように、合計で1億2,586万3,000円の減額でございます。これは、国庫補助決定等に伴うものや執行残による減額、また新たに設置いたします「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金」の積立金や、県立芸術劇場の感染症予防対策をさらに図るための増額補正をお願いするものでありまして、この結果、補正後の一般会計予算額は206億6,371万8,000円となります。

また、その下の表になりますけれども、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、記載のとおり1,228万4,000円の増額であります。

これは、九州電力の株式配当金の増額及び一

般会計への繰出額の確定などによるものであります。この結果、補正後の予算額は2,281万2,000円となります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2の繰越明許費補正(追加)でございます。表にありますとおり、佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業ほか5事業でありまして、合計12億8,640万円の繰越しでございます。

また、その下の3の繰越明許費補正(変更)でございますが、これは県営スポーツ施設整備事業につきまして10億7,210万円の増額変更をお願いするものであります。

次に、4の債務負担行為補正(追加)でございますが、これは令和2年度公共交通事業者等特別利子補給事業につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

お手数でございますが、目次のほうにお戻りいただきたいと思います。

Ⅱの特別議案といたしまして、2件でございます。議案第80号「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例」、議案第81号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例」でございます。

以上が、議案の概要であります。こちらにつきましても後ほど担当課長から御説明させていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

Ⅲのその他報告事項がございますけれども、御覧のとおり6件の報告事項をお願いしたいと思っております。これらにつきましても後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願
いいたします。

○野崎委員長 次に、予算議案についての説明
を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了
した後をお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 総合政策課でございま
す。私のほうから、まず総合政策部の繰越明許
費補正、それから債務負担行為補正についてま
とめて御説明を申し上げます。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開き
ください。

先ほど部長も御説明申し上げましたように、
2の繰越明許費補正(追加)が6事業ございま
して、合計12億8,640万円の繰越しをお願いす
るものでございます。

1つ目の佐土原駅バリアフリー化設備整備費
補助事業です。これは、佐土原駅のエレベータ
ー設置等に伴う跨線橋工事の工法や設計に時間
を要したことによりまして、本体工事の着工が
送れましたことから、事業主体であるJR九州
において事業が繰越しとなるものでございま
す。

次の、宮崎公共交通事業回復プロジェクト事
業及びフードビジネス産業基盤強化事業です。

これは、7月補正でお願いをした事業であり
ますが、現在、感染拡大の影響を受けまして事
業主体が事業実施に困難な状況にあることや、
一部事業者において調達予定機器の設置工事に
遅れが生じていることにより、繰越しをお願い
するものでございます。

次に、県立芸術劇場衛生環境改善事業です。

劇場の洋式トイレ及び手洗いの自動水栓機の
設置率を高めるために、今回2月補正で補正予
算をお願いする事業であります。工期が不足
することにより繰越しをお願いするものでござ

います。

次の、国民文化祭開催事業です。開会が令和
3年度に延期されたことに伴いまして、繰越し
をお願いするものであります。

その次の、県庁デジタル化・リモート化推進
事業です。これは、9月補正でお願いをいたし
ました事業です。テレワーク用端末の需要が高
まっている影響を受けまして、一部IT機器の
納期が遅れることが見込まれますことから、繰
越しをお願いするものであります。

続きまして、3、繰越明許費補正(変更)で
ございます。

11月議会で追加のお願いをした、県有スポ
ーツ施設整備事業でございます。今回、10億7,210
万円の増額変更をお願いするものであります。

これは、陸上競技場について、造成工事で発
生した土砂の搬出先の調整など、関係機関との
調整に日時を要したことによるものであります。

最後に、4の債務負担行為補正(追加)です。

令和2年度公共交通事業者等特別利子補給事
業は、4月補正でお願いした事業につきまして、
来年度からの後年度分について、今回新たに設
置する基金を財源として令和6年度まで事業を
実施しますことから、その債務負担行為の設定
をお願いするものであります。

続きまして、総合政策課の補正予算について
御説明をいたします。

お手元の令和2年度2月補正歳出予算説明資
料の11ページからお開きいただけますでしょ
うか。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、
左から2列目に補正額の欄がありますが、総額
で19億6,954万3,000円の増額となります。補正
後の予算額は右から3列目の欄、30億7,054
万3,000円となります。

補正額の内訳は、左から2列目の補正額の欄を御覧いただきますと、一般会計が19億5,725万9,000円の増、特別会計が1,228万4,000円の増であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたしますので、この資料の13ページをお開きください。

まず(事項)職員費4,012万1,000円の減でございます。人事異動に伴う職員構成の変化に伴うものであります。

次に、中ほどの(事項)総合企画調整費589万9,000円の減額は、5月に本県で開催を予定しておりました九州地方知事会が、ウェブ会議に変更となったことなどにより減額となるものです。

次に、一番下の(事項)県外事務所費957万2,000円の減額は、各県外事務所出張機会が減少したり、あるいは借り上げ車の使用頻度が減って、経費節減等が行われたことによるものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、14ページを御覧ください。

中ほどの(事項)県計画総合推進費でございます。20億2,191万8,000円の増額となっておりますが、これは説明欄10にあります宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金によるものでございます。これは、後ほど常任委員会資料で御説明を申し上げます。

次に、一番下、(事項)エネルギー対策推進費340万9,000円の減額は、下のページ15ページにございます説明欄の水素エネルギー利活用促進モデル事業において、出展予定のイベントの開催中止や水素エネルギーの利活用拡大に関する研究への補助金を公募し交付決定した結果、減額となるものでございます。

次の、16ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計であります。中ほどの(事項)積立金1,588万7,000円の増額は、九州電力の株式の配当金の増によるものでございます。

次に、その下の(事項)操出金につきまして341万6,000円の減額となっており、先ほど御説明いたしました当課の水素エネルギー利活用促進モデル事業の事業費が減額となりましたことから、その財源として一般会計に繰り出す額を減額することによるものであります。

それでは、先ほどの基金積立金について御説明を申し上げますので、常任委員会資料3ページをお開きいただけますでしょうか。

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金でございます。

県では、国の地方創生臨時交付金を活用して、コロナによる影響を受けた事業者を支援するために、金融機関からの融資を受けた際に生じる利子や信用保証料の負担軽減を図る事業を実施しております。

その事業は、この2の(4)の①から④までに4件掲げております。今年度この4件の事業について、補正予算で措置しましたが、現在では本年度分についてのみ予算措置が行われております。長いものでは令和7年度まで、この交付金を財源として県からの支援を行う予定としており、そのために必要となる基金造成を行いたいと考えております。

2の事業概要にあるとおり、積立のために必要となる予算額は20億3,347万1,000円であります。

最も金額的に大きいのは、2の(4)②の中小企業金融円滑化補助金でございます。これは信用保証料の補助に係るものです。この事業

では、商工観光労働部で融資枠1,800億円が用意されておりまして、現在のところ2,910の事業者に御利用いただいております。令和3年度から7年度までに基金を取り崩して、18億円あまりの補助を行うことが見込まれております。

今後とも、金融機関等と連携してしっかり対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○児玉秘書広報課長 秘書広報課分の一般会計補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の17ページをお開きください。

補正額は2,378万6,000円の減額で、補正後の額は右から3列目、4億9,514万8,000円となります。

19ページをお願いいたします。

主な内容について、御説明いたします。

まず1つ目の(事項)職員費419万8,000円の増額であります。これは人事異動による職員構成の変化等に伴うものであります。

次に、(事項)秘書業務費455万5,000円の減額であります。これは、主に新型コロナウイルスの影響で各種行事が中止になったこと等により、知事・副知事の旅費や交際費などに執行残が生じたものであります。

次に、(事項)広報活動費2,197万円の減額であります。これは、主に国民文化祭・全国障害者芸術文化祭における皇室関係経費のうち、報道機関への対応等に係る経費について、大会が来年度へ延期となったことにより、執行残が生じたものであります。

次に、(事項)広聴活動費、それから20ページの(事項)県政相談費であります。これらは

事務費の執行残に伴う減額であります。

秘書広報課は以上であります。

○磯崎統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。

統計調査課の補正額は、この表の左から2列目、6,419万8,000円の減額でございます。これにより、補正後の額は右から3列目の7億7,354万2,000円となります。

23ページをお願いいたします。

補正の主な内容について、御説明をいたします。

まず、表の上から5段目、(事項)職員費につきましては1,513万5,000円の減額でございます。これは、人事異動による職員構成の変化に伴いまして、執行残が生じたものでございます。

次に、一番下の(事項)労働諸統計費であります。533万9,000円の減額であります。

これは、雇用や給与等の労働状況を把握するための調査経費であります。国の委託費の交付決定に伴うもの、及び旅費等の事務費執行残によるものであります。

24ページ中ほどの(事項)委託統計諸費であります。1,162万4,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明欄の5、統計調査業務共通経費であります。国の委託費の交付決定に伴うもの、及び調査表の審査職員に係る報酬等の執行残であります。

次に、一番下の国勢調査費であります。2,163万9,000円の減額であります。これは、5年に1度実施される国勢調査に要する経費であります。こちらにつきましても、国の委託費の交付決定等に伴うものであります。

統計調査課の説明は以上であります。

○大東総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

総合交通課の補正予算は、左から2列目、総額で2億6,388万9,000円の減額をお願いしております。補正後の額は右から3列目のところ12億8,082万4,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

29ページを御覧ください。

まず、下のほうにあります(事項)地域交通ネットワーク推進費について6,770万5,000円の減額であります。

主な内容につきましては、30ページをお開きください。

説明欄の5にあります公共交通事業者等特別利子補給事業につきまして、1,600万円の減額となっております。これは、コロナ禍によりまして経営状態が悪化しております公共交通事業者等の事業継続のための金融機関からの資金借入れに対して、利子補給を実施するものでございます。国や県の資金繰り支援対策によりまして、事業者の借入額が想定を下回ったために減額となっているものでございます。

次に、6、交通事業者感染拡大防止緊急対策事業につきまして、3,846万3,000円の減額であります。これは、国庫補助事業の対象外となる交通事業者が実施いたします感染防止対策の取組に要する費用について補助するものでございますけれども、バス等の稼働台数の減少のため、当初想定していた台数よりも実績が減少したことによるものであります。

また、その下、(事項)航空交通ネットワーク推進費の説明欄1、みやざきの空 航空ネットワーク充実事業につきまして、3,199万3,000円

の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国際線に係る事業が実施できなかったため、さらに国際定期便を運行する航空会社に補助を行います運行企画補助金、新規国際路線を誘致するためのチャーター補助等につきまして減額するものであります。

中ほどにあります(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄の2、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について、1億3,810万7,000円の減額であります。これは旧高千穂線の撤去対象施設であります深角橋梁の撤去に要する費用を、沿線自治体に補助する予定でございましたけれども、計画の見直しによりまして同橋梁を撤去しないこととなりましたことから、減額補正するものであります。

総合交通課は以上でございます。

○川端中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について、御説明をいたします。

歳出予算説明資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、1億8,587万8,000円の減額補正で、補正後の額は5億6,817万6,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

33ページをお開きください。

まず、中ほどの(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費で4,143万2,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄の5、持続可能な地域づくり応援事業2,917万円の減額補正であります。これは、市町村が住民と一体となって取り組む地域づくりを支援するものであります。が、予算積算時に見込んだ計画事業の実施見送りやコロナ禍で予定の事業が縮小した等の理由から、市町村からの交付申請額が見込みを下回っ

たことによる補助金の執行残であります。

次に、一番下の(事項)地域活性化促進費で4,627万9,000円の減額補正であります。

34ページをお開きください。

この主なものは説明欄の6、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業3,993万6,000円の減額補正であります。

これは、市町村が地域または他の市町村と連携して実施する地域資源を生かして地域活性化に取り組む事業を支援するものでありますが、市町村においてコロナウイルス感染症の影響が長引く中で、交流事業等が実施見送りとなるなど、新たな取組が困難な状況が続いたため、交付申請額が見込みを下回ったものであります。

次に、中ほどにあります(事項)移住・定住促進費8,030万9,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄の2、宮崎ひたな暮らし移住・定住促進事業1,078万7,000円の減額補正であります。

これは県外在住者に対する移住求人情報の提供や相談等を行うものですが、コロナウイルス感染症拡大に伴う移住関連イベントの中止や、市町村に対する移住者受け入れ体制整備補助が当初見込みを下回ったことによる事業費の執行残であります。

次に、説明欄の4、わくわくひなた暮らし実現応援事業6,436万円の減額補正であります。これは、移住支援金事業を実施する市町村を支援するもので、昨年度に比べると実績は増えたところではありますが、市町村からの年間交付申請見込みが当初予定数を下回ったことなどによる事業費執行残であります。

説明は以上であります。

○甲斐産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページを御覧ください。

産業政策課の2月補正額は、1億3,588万円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目の額ですが、12億7,683万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

39ページをお開きください。

まず、中ほどの欄の(事項)産業政策総合推進費ですが、1億769万2,000円の減額であります。

主な内容としまして、説明欄の3、ジモミヤラブ応援消費普及拡大推進事業2,733万5,000円の減であります。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな打撃を受けている飲食店や生産者等に対する支援や応援消費を呼びかけるものですが、新たにフードデリバリーに参入する飲食店等からの補助申請が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、説明欄の4、飲食店等新しい生活様式対応支援事業6,914万7,000円の減であります。これは、飲食店等が消毒液の購入や換気設備の導入などに取り組むことを促すための支援や、プレミアム付き食事券を発行するものですが、感染症対策に取り組む飲食店等からの補助申請が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、その下の(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費ですが、2,345万6,000円の減額となっております。

主な内容としまして、説明欄の1、県内企業就職促進支援事業1,684万円の減であります。これは、県内企業の採用やマッチング機会の創出等を図る事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業が想定していた採用活動

ができなかったことなどに伴い、減額するものです。

その下の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費ですが、465万7,000円の減額となっております。

次のページをお開きください。

主な内容としまして、説明欄の1、大学を中心とした産業人材育成拠点構築事業785万2,000円の減であります。これは宮崎大学を核として産業人材の育成確保に取り組む事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、カリキュラム開発等を一部縮小したことなどに伴い、減額するものです。

なお、説明欄の2、みやざき産業人材確保支援基金事業1,044万9,000円の増であります。これは県内企業に就職した若者に対して奨学金の返還を支援する事業であり、企業版ふるさと納税寄附金を同事業の基金に積み立てるために増額するものであります。

説明は以上であります。

○山崎生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをお願いいたします。

当課の補正額は5,288万2,000円の減額で、補正後の額は右から3列目の4億6,895万2,000円となります。

43ページをお願いいたします。

補正の主な内容について御説明いたします。

ページ中ほどより少し上になりますが、(事項)職員費が230万6,000円の減額になっております。

44ページをお願いいたします。

中ほど、(事項)職員費が1,007万5,000円の減額であります。これらは、主に人事異動に伴う

職員構成の変化などによるものでございます。

次に、その下の(事項)ボランティア活動促進事業費1,084万2,000円の減額であります。主なものは7月の補正予算で計上いたしました説明欄4の地域を支えるNPO草の根活動支援事業1,000万円の減額であります。

これは、マスク、消毒液など感染防止に必要な物資購入やリモート会議など、新しい生活様式への対応に必要な経費等を助成する事業につきまして、県内NPO法人へ十分対応できるよう予算を確保しておりましたが、感染拡大により思うように活動ができなかったり、ほかの助成制度の活用や支援物資を既に受けている法人があるなど、交付申請額が予算策定時の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、同じページの一番下、(事項)消費者支援対策費641万2,000円の減額であります。

主なものとして、45ページの説明欄3、消費者被害防止・解決支援費340万9,000円の減額であります。これは主に消費生活相談員の報酬や共済費、旅費等の執行残によるものであります。

次に、同じページの中ほど、(事項)消費者行政交付金事業費574万7,000円の減額であります。これは、主に消費者行政強化に係る市町村への補助金について、コロナの影響に伴い事業の中止や縮小により交付額が減となったものであります。

次に、同じページの一番下、(事項)男女共同参画推進費1,152万2,000円の減額であります。

主なものとして、説明欄1、啓発・活動推進事業について、1,150万2,000円の減額であります。これはこれまで県経由で市町村へ交付しておりました女性活躍推進に係る補助金が、国から市町村への直接交付となったため、計上

していた補助金1,000万円を減額したことが、主なものでございます。

当課の説明は以上であります。

○兒玉みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

みやざき文化振興課の補正額は、左から2列目、補正額の欄であります。10億2,409万5,000円の減額であります。補正後の額は右から3列目の欄、75億4,260万円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

49ページをお開きください。

まず、一番下の(事項) 県立芸術劇場費28万5,000円の増額であります。

50ページをお開きください。

一番上の説明欄の3の県立芸術劇場管理費(5)の新規事業、県立芸術劇場衛生環境改善事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に説明欄の5の宮崎国際音楽祭第25回記念事業1,000万円の減額であります。

この記念事業は、昨年4月より開催予定でありました宮崎国際音楽祭のプログラムの一つとして計画をしておりましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、音楽祭の開催を見合わせたことによる執行残であります。

次に、中ほどの(事項) 文化活動促進費842万1,000円の減額であります。

その主なものとしまして、説明欄の一番下の5、文化の灯を絶やさない!文化芸術応援事業625万4,000円の減額であります。この事業は、コロナの影響を受けました県内文化芸術活動を支援するものであります。新しい生活様式に

基づいたモデル講演事業への助成額が確定したこと等に伴うものであります。

次に、一番下の段の(事項) 私学振興費10億1,281万9,000円の減額であります。

51ページを御覧ください。

その主なものであります。説明欄1の私立学校振興費補助金2億7,152万3,000円の減額につきましては、私立学校に対し、生徒数に応じて、各学校の経常的経費の一部を補助しておりますが、その対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄6の(1) 就学支援金3億7,469万3,000円の減額につきましては、私立高校等の生徒の授業料を世帯の所得に応じて一定額を支援することで授業料負担の軽減を図っておりますが、その対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄8、私立専門学校授業料等減免事業3億3,879万5,000円の減額につきましては、本年度より私立専門学校に対しまして、修学困難な生徒を対象とする授業料等の減免に要する費用を補助しており、その対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、お手元の常任委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、県立芸術劇場衛生環境改善事業につきまして御説明いたします。

1の事業の目的・背景ですが、県立芸術劇場におけます新型コロナウイルス感染症予防を含む衛生環境の改善を一層推進するため、施設内のトイレ等の改修を行うものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,436万6,000円で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業期間は令和2年度であります。次年度

の繰り越しをお願いをしております。

事業内容としましては、県立芸術劇場におけますトイレの洋式化及び手洗いの自動水栓化を進めまして、衛生環境の改善を図ってまいります。

説明は以上であります。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算額は、左から2列目の補正額にありますとおり、1億557万6,000円の減額であります。補正額の予算額は、右から3列目、11億2,350万9,000円となります。

それでは、補正の内容についてでございますが、55ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費につきましては、954万5,000円の増額であります。これは、人事異動による職員構成の変化に伴うものであります。

その下の(事項)文化交流推進費の4,586万9,000円の減額ですが、これは説明欄1の国民文化祭開催事業の経費につきまして、大会の延期に伴う県の事務費の執行残であります。

次に、説明欄2の国文祭・芸文祭みやざき2020気運醸成事業の経費につきまして、今年度さきがけプログラムとして事業を実施いたしました。主に市町村へのプログラム開催の支援が見込みを下回ったことによるものであります。

その下の(事項)障がい者社会参加促進事業費の5,307万3,000円の減額ですが、これは全国障害者芸術・文化祭の延期に伴う執行残等であります。

次に、56ページをお開きください。

(事項)記紀編さん記念事業費の1,617万9,000円の減額であります。

その主なものは、説明欄3のみやざきの「宝」を世界ブランドへ！神楽の魅力発信推進事業の経費につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大により、県外での神楽公演等が実施できなかったことに伴う執行残であります。

説明は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページを御覧ください。

人権同和対策課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、1,561万1,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目、1億1,726万円となります。

主な内容について御説明いたします。59ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費ですが、648万7,000円の減額であります。説明欄にありますとおり職員の人件費ですが、人事異動に伴う職員構成の変化により減額となったものであります。

次に、中ほどの(事項)人権同和问题啓発活動費ですが、222万6,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄1の人権啓発協働推進事業の経費につきまして、国庫委託の決定に伴うものや新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大学と連携した啓発事業の一部が実施できなかったことによる執行残であります。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費ですが、447

万7,000円の減額であります。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業における、各種人権講座の講師謝金や旅費、会場使用料等の執行残及び3の地域人権啓発活動活性化事業の国庫委託の決定に伴う減額などによるものでございます。

人権同和対策課の説明は以上でございます。

○鎌田情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

情報政策課の補正予算は1億3,053万9,000円の減額補正で、補正後の額は右から3列目、18億841万5,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

63ページをお開きください。

まず、下のほうにあります(事項)行政情報システム整備運営費であります。2,182万2,000円の減額であります。

主な理由としまして、一番下の説明欄5の自治体情報セキュリティ強化対策事業の1,000万円の減額であります。

これは、インターネットからの不正アクセス等を防御する「自治体情報セキュリティアクラウド」を更新するための設計委託費につきまして、国から標準設計が示されたことに伴い、県の設計委託が不要となったことによるものであります。

次の、64ページをお開きください。

一番上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが、9,987万円の減額であります。

主な理由としましては、まず、説明欄5の行政情報システム全体最適化推進事業の2,297万9,000円の減額であります。これは、本年度更

新をいたしましたサーバを集約する情報基盤へ、各種業務システムを移行するための費用が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、11の庁内テレワーク推進事業の4,285万4,000円の減額であります。これは、市町村とのテレビ会議システムの構築費用や、庁内のテレワーク環境の構築に必要なセキュリティーシステムの費用が見込みを下回ったことによる執行残等であります。

次に、12の県庁デジタル化・リモート化推進事業の1,493万4,000円の減額であります。これは、ウェブ会議等のコミュニケーションツールの構築業務委託の入札残等であります。

なお、13のマイナンバーカードを活用した消費活性化促進事業の110万円の増額ありますが、これは国のマイナポイント事業について、期間延長等の拡充がなされたことに伴い、県の啓発活動を強化するための経費として増額をお願いするものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費ですが、676万8,000円の減額であります。

主な理由ですが、説明欄1の情報通信基盤整備対策費の504万1,000円の減額であります。これは、県と市町村を結ぶ宮崎情報ハイウェイ21について、災害によるシステム障害対応等の費用が不要となったことによるものであります。

情報政策課の説明は以上であります。

○井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の65ページをお開きください。

国民スポーツ大会準備課の補正額は、この表の左から2列目8,078万8,000円の減額であります。

これによる補正後の額は、右から3列目、21億6,073万円であります。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。

67ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費であります。2,972万2,000円の増額であります。これは、人事異動に伴い、職員数が増えたことによるものであります。

また、その下の(事項)国民スポーツ大会事業費であります。1億1,051万円の減額であります。

まず、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費1,618万7,000円の減額であります。これは主に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会への負担金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、県準備委員会が実施する競技役員等養成補助事業の一部が実施困難となったことなどにより、減額するものであります。

次に、説明欄2の県有スポーツ施設整備事業の9,432万3,000円の減額であります。これは県有主要3施設の整備について、各種設計等に係る経費の見直しや、入札による入札残が生じたこと等により減額するものであります。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。予算議案について質疑はありませんか。

○太田副委員長 説明資料の4ページ、県立芸術劇場の案件ですが、トイレの洋式化が80%になるということで、これはコロナ対策でされていると思いますが、和式でないといけないと言う人もいらっしゃるものだから、その辺りも考慮して100%ではなく80%あたりがいいのかなということなのか。私は芸術劇場は近代的な施設

とっていたものですから、洋式化がほとんど進んでいたのかなと思っていたんです。その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。

○児玉みやざき文化振興課長 県立芸術劇場のお手洗いの状況ですけれども、全体では男女合わせて170基ございまして、そのうち105基が洋式化されております。割合でいくと60%でして、これを今回35基新たに洋式化にしまして、全体では140基、8割でやっていきたいと考えております。

先ほど、和式のほうがいいという方もいらっしゃるということですが、4年ほど前に国土交通省でアンケートを取られておまして、特に女性について外出先でのお手洗いでは、どちらかといえば和式を選ぶという方がおおむね2割程度いらっしゃるという結果もございまして、当面は8割でいきたいと考えております。

劇場の1階、2階につきましては、大体7割ぐらい洋式化が済んでいるんですけれども、3階のコンサートホールですとか、ホールの上の階を利用される方がよく使用されるトイレがあるんですけれども、そちらのほうが3割弱の洋式化になっておりましたので、こちらを中心に改善していきたいと考えております。

○太田副委員長 よく分かりました。

○井上委員 産業政策課にお尋ねしたいのですが、フードデリバリー推進のための支援事業、それともう一つは飲食店等の新しい生活様式の対応支援事業ですが、いずれも状況にフィットした、とてもいい事業だと思うんです。しかし、執行残がこれだけあるというのがちょっともったいないなと思うんですけれども、飲食店の方にこのような事業があると届いていないのか、その辺りについてはどんなふうにか。

○甲斐産業政策課長 まず、フードデリバリー

のほうなんですけれども、5月に県内3か所で説明会も行いまして、そのときは結構手も挙がったところではあったんですけども、その後いろいろ検討される中で手が下がったりだとかっていうことがありまして、その後、8月、11月と2次募集、3次募集を行いました、やはり徐々に減っていております。

その要因なんですけれども、一つはウーバーイーツとか出前館とかそういう全国規模で配達を専門にされている企業が宮崎県内に進出してきたことが一つ影響しているのかなと考えております。

当初はいろんな、例えば数店舗で協力してそういう配達事業を始めようと思われたところも、そういった専門の事業者を利用するような動きも出てまいりまして、徐々にニーズが減っていったのかなと感じているところございます。

それから、新しい生活様式に向けた5万円の補助事業についてなんですけれども、そちらも各商工会議所、商工会、それからいろんな飲食業の団体を通じて、丁寧に広報活動をしたつもりではあります。春先、相当申請があったんですけども、徐々に減ってまいりまして、最後に少し駆け込み需要はありましたが、全体としては4,000店舗分——満額5万円の場合は4,000店舗分の予算ということで予算を用意していたんですけども、実際には2,700店舗の御利用というところでとどまったところでございます。

商工会の皆さんともいろいろ意見交換する中で、手続きが結構手間だというような話もあったり、個別にいろいろ相談を受けますと感染症予防に対する知識がなかなか十分じゃないところもあって、例えばエアコンを設置したいというお話がありまして、最近のエアコンには喚起機能のついたものもあるんですけども、基本的

にはただ空気を循環させて、温めたり冷やしたりするだけということもありまして、こうすると感染予防になりますよということで、丁寧に電話対応してきたのですが、数としてはこの程度で収まったところでございます。

○井上委員 新年度予算にどう反映されるか、あとで確認してみないと分からないところもあるんですけど、やっぱりこれは業態をどうしていくのか、これは喫緊の課題でもあるので商工会議所にとってみればどうするのか、飲食店としてはどうしていくのかという、これはもう生き残りをかけた大切なことなので。ウーバーイーツや出前館に負けるからと、そのままいってしまうのかっていうのもあるので、やっぱりここを精査していただくように要望だけしておきたいと思っております。

○佐藤委員 情報政策課の電子県庁の推進に要する経費の中の11、庁内テレワーク推進事業、12、県庁デジタル化・リモート化推進事業と、13、マイナンバーカードを利用した消費活性化促進事業について、もう少し詳しく教えていただくとありがたいんですが。

○鎌田情報政策課長 まず、庁内テレワーク推進事業でございますが、これは4月臨時補正でお願いした分でございますが、この当時、市町村との会議が軒並み延期・中止されるということで、緊急にそういう会議をリモートで対応するためのものです。加えて、庁内のテレワークというか、特に県外事務所等でどうしても出勤制限があるということがございまして、そういった緊急にテレワークの環境を整備するというところでやったものでございます。

補正額が4,200万円の減と結構大きいんですけども、本来なら市町村の状況とかをちゃんと調査しなければいけなかったのですが、なかなか

時間がないということで、かなりつかみでこれぐらいだろうということで予算を計上した関係で、若干補正額が大きくなっております。

次に、県庁デジタル化・リモート推進事業ですが、これにつきましては9月補正でお願いした分でございます、大きく二つございまして、県庁でテレワークを行う際の端末等の整備を行う事業と、部外者とリモートでいろんな情報交換を行うためのウェブ会議やチャットといったものが全職員、使用できるための基盤を整備しようということでやったところであります。

これにつきましては、それぞれの残額はほぼ入札残ということで、今、繰越しをお願いしている分があります。これは、テレワークの端末につきまして、今は世の中で需要が逼迫しております、納入が送れるため繰越しをお願いしています。

最後のマイナンバーカードを活用した消費活性化促進については、国の事業を活用して9月補正でお願いした分でございます。7月から国がマイナンバー取得者に対してポイントをつけるというマイナポイント事業が始まったわけですが、それについて県で広報をやるということで予算計上させていただきました。

その後、このマイナポイント事業につきまして、従来は本年度末までが事業期間でございましたけれども、それが今年9月、国の3次補正で半年間延長するということで、国のほうからも年度末に向けて県においても広報活動を強化してほしいとの要請もございまして、今回110万円の増額補正をお願いして、テレビCM等の広報に取組たいなということでお願いしているものであります。

以上です。

○坂口委員 ちょっと関連というか、いずれに

せよデジタル化・リモート化が急激に進んでいくと思うんですね。これは当初予算に組まれているのか分からないですが、行政内部でのスムーズな推進というのはよく分かるんですけど、最終的にやっぱり誰のためになっていったとき、県民一人一人のためですよ。絶対落ちこぼれを出さない——僕らは特に疎いものですから、実際これがいよいよ動き始めてデジタルに切り替わったときに、県民全てがこれについていけるって、誰も不利益を被らないってということに対しての対応はどんな具合になっているんですか。

○鎌田情報政策課長 坂口委員の指摘のとおりだと思うんですね。これだけデジタル化が進むと、物すごく我々の生活に影響が出てくるということで、今回、我々もデジタル化をきっちりやるということで、令和3年度をデジタル化元年と位置づけて取り組むわけですが、それは当然、委員のおっしゃったとおり、やっぱり誰一人取り残してはいけないということを一応肝に銘じております。

当初予算のところで説明いたしますが、本年度末に情報化計画を策定することとしており、その中でそういう視点を強く打ち出しております。ただ、それが精神論的になるといけませんので、デジタル化を進めるにあたって職員は誰も取り残さないという意識を持ちながら事業を考えていくことが必要なんだろうなということで、そこは強く打ち出しています。

また、県民リテラシーの部分でも、国のほうが来年度全国1,000か所で高齢者を対象とした講習会等の開催を考えていますので、市町村と連携しながら、できるだけ多くの地域で開催したいなということ、我々も独自にICTコンシェルジュという相談員を設置しており、個人への

対応は非常に難しいのですが、ある程度数がまとまっていたら、そこに出向いて、スマホの使い方が分からないのであればそういう講習会とか、テレビ会議の仕方が分からないといわれればそういう講習会とかを開催するようにしておりますので、そういう形でできるだけ取りこぼしのないように進めていきたいと考えております。

○坂口委員 そのところは重要なので、ぜひ。阪神・淡路大震災から10年が過ぎて絆というのが、あるいはそのお互いの互助、共助っていうものが言われる一方で、孤独死とか孤立なんていうのはどんどん増えてきていますよね。

そこが対応できていないさなかに、合理性を求めていくテレワークあるいはデジタル化が、それらを薄れさせることにもある意味つながるものですから、やっぱりそこをしっかりとやっておかないと。特にひとり暮らしの方たちとかは取り残されてとんでもないことになっていく可能性があるから、デジタル化弱者という言い方がいいかどうか分かんないけど、そこにしっかりと起点を置いて、やっぱりその人らがこの恩恵にあずかると、今までよりかはよくなるよっていったものを最低条件としてやっていかないといかん。

来年度の予算を見ずにこんなこと言っているからちょっと恐縮なんですけど、ぜひそこは留意していただきたいと思います。

○丸山委員 先ほど井上委員から質疑がありましたが、39ページの飲食店の新しい生活様式への対応等についてなんですけども、先ほど4,000店舗を予算枠としていたけれども、2,700店舗ぐらしか活用しなかったということで、一部には手続が面倒くさいから使わなかったということもあったんですが、県独自の緊急事態宣言が

出たときに4万円の休業の協力金とか、また関連業者への協力金みたいな給付金やっています。

基本的にしっかりとガイドラインを遵守した店に4万円の協力金を支払うとしてもらっているんです。この5万円を使ったと事業者はそういう新しい生活様式に取り組んでいるんだとチェックできる情報ではないのかということなので、福祉保健部や商工観光労働部のほうには伝えていたのです。

2,700店舗はしっかりやろうという前向きな姿勢の証明だと思っているんですが、その辺の福祉保健部や商工観光労働部との連携はどの程度までやって、それを基にある程度の生活様式を遵守する店になろうという意欲があるんですよっていうバックデータにもなるんじゃないかなと思っているものですから、それはいかなんかでしょうか。

○甲斐産業政策課長 この申請にあたっては、新しい生活様式にあった感染症対策をしっかりとやるということを、まずしっかりと宣言してもらうということを条件にしております。

また、8月に匿名チームを発足した際にいろんな支援策を整理して全ての飲食店に直接郵送しておりますが、その中にもこの補助金のメニューをしっかりとお知らせして、ぜひ活用してくださいということもお知らせしているところでございます。

福祉保健部とも、そこはどの程度までもっていくかということも含めまして、いろいろ議論した上で守っていただきたいところをお知らせしたところでございます。

○丸山委員 申請のあった2,700店舗の情報を、福祉保健部や商工観光労働部と交換する、連携することによって、新しい生活様式に取り組も

うとする店をチェックする、一つの指標にもなるんじゃないかなと思ったので、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○甲斐産業政策課長 商工観光労働部、それから福祉保健部ともその辺りの情報は共有しています。ただし、この補助金を使ったから予防対策をやっているとかっていうことはなかなか言いづらいところもございますので、情報は共有してはいますけれども、あくまでこの補助金を使って対策をしたところというところで我々は捉えております。当然、独自でやられているところもたくさんございますので、2,700店舗だけしかやっていないとは考えておりません。

○丸山委員 6,000~7,000店舗に対して協力金を出したのに、半分ぐらいしか補助を使っていないというのは、バックデータ的にはちょっと不思議な感じもするものですから、その辺りしっかりと新しい生活様式を宮崎県の店は全てやっているんだということを明らかにしていかないと、また今後第4波が来たときの対策としては甘かったんじゃないかといわれますので。そこはしっかりと新しい生活様式の徹底、できればデータとしても活用して行って、こういう意味でしっかりやっていますとか、今連携という言葉がありました、ある程度そういうのもしっかりと連携していただけたらいいんじゃないかなと思っております。

次に、34ページのわくわくひなた暮らし実現応援事業、この移住のことなんです、1年目の実績はゼロか1しかなかったというふうに記憶していて、これが少しは増えたということなんですけども、何件世帯がこの事業を使ったのか、実績を含めて教えていただけますでしょうか。

○川端中山間・地域政策課長 令和元年度は、最終1件の実績となっております。今回、令和

2年度ですけども2月末時点で59件の申請が来ておるところでございます。

内訳でいいますと、国の交付金を活用した移住者が8件、県単の制度で移住された方が51件、合計59件ということでございます。

○丸山委員 目標が100件ぐらいじゃなかったかなと思っているのですが、地方回帰の動きもあって、うまく使えば数字に表れてくるんじゃないかなと思っていました。令和元年度から令和2年度にあたって県のほうもいろいろ事業要件を緩和したはずなんですけど、やっぱり支障があったのか、申請などなんかここを改善してほしいという意見があったのかを含めて教えていただければと思っています。

○川端中山間・地域政策課長 昨年度も説明しているかと思いますが、この事業は非常に要件が厳しいと。5年間東京で継続して勤めていた方が移住して新たに就職するということで、どうしても5年間勤めるところの要件が厳しくて該当しないと。実際移住されてから宮崎県内に就職されているんですけれども、該当しないケースもままあるということで、昨年度、国のほうでもそういったところの緩和——通算10年間の中で5年間東京で勤めていればいいですよと緩和されたんです。私も全て確認したわけじゃないんですけど、国の要件緩和で該当した方が3件ほどこの59件の中にいらっしゃいます。半年間こちらに移住されて就職されてから申請が出てくるので、要件緩和になった効果が現れるのが、どうしても少し後になって出てくるんだろうと思っています。

全体の事業計画につきましては165件の予算措置をいただいております、そのうちの59件です、まだまだ不十分ではございますけれども、少しずつ相談件数とかも増えてはきており

ますので、少しずつ効果は出てくるんじゃないかと考えているところでございます。

○丸山委員 ぜひ地方回帰についてよろしくお願ひします。

○野崎委員長 暫時休憩します。

午前11時8分休憩

午前11時8分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

ほかにございませんか。

○佐藤委員 30ページの総合交通課のところ、高千穂線鉄道施設整理基金事業費について、深角橋梁の説明がありましたけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいのですが。

○大東総合交通課長 本年度は、日之影町において深角橋梁を撤去をするという撤去計画——これは、この基金をつくった際に定めた計画ですけれども——に基づいて撤去する予定でございました。しかしながら、地元地権者の方から、残してほしいといったような要望もありまして、その要望を受け入れる形で撤去をしないということで、計画変更——これは協議会の場でしょうか皆さんとこの計画変更を承認した上で、計画を変更したため、執行残が出たものでございます。

○佐藤委員 これは、いつの時点で撤去しないという形になったんですか。もともとは予定に入っていて、測量等もやられたというのはお聞きしていたんですけれど。

○大東総合交通課長 測量まで終わりました、その後、この地権者の方と日之影町において交渉といたしますか、お話を進めておりました。

具体的には、計画を変更して撤去しないという意思決定がなされたのは、秋口ぐらいであったと記憶しております。

○佐藤委員 この深角橋梁の撤去は、事業費の全て、この金額で撤去ができる予定だったんですか。それとも、ほかに3市町からのお金も入れて、事業費全体がこれだったんですか。

○大東総合交通課長 はい。これは、この金額で全て撤去できるという積算でございました。

○佐藤委員 ほかは対象ではなかったんですね。深角橋梁の分だけだったということですか。

○大東総合交通課長 はい。本年度は、この深角橋梁の撤去の予算のみでございます。

○佐藤委員 これを撤去しなくなったということで、もう全ての撤去はなくなったということを確認したということですか。

○大東総合交通課長 はい。この橋梁は残すということで計画変更いたしましたして、これをもって、一連のTRの撤去については全て完了したということでございます。

○佐藤委員 これ残すという形にしたわけですが、ほかにも沿線には高千穂鉄橋等が、相当残っているわけですね。これは有効活用する形で残すということになったわけですが、それに対して、県はどのように考えておられるんですか。危険性とか維持管理が大変だということで、基金を設立して撤去をするということだと思っておりますが、撤去しなくなった。だから、後は町側で全部やれよというお考えなのか。それとも、やはり、物がある以上は、協議会もあつたことですし、それをどういう形で、今後、どういう具合に考えておられるのか。

○大東総合交通課長 この高千穂鉄道の基金の役割といたしましては、設置の趣旨ということになりますけれども、これは不用とされる施設を撤去するために設置したものでございますので、今回撤去したもの、あるいは有効活用するということで計画変更して残したものの、いずれ

もありますけれども、この一連の施設を撤去するという目的につきましては完了したと考えております。

一方、有効活用するという事で残された施設もございますので、これは各地元自治体において、どう活用されるかといったことは、これから様々な検討がなされると思いますので、県としましては、このTR基金とは別の議論といえますか、別の形で支援を行っていくことになるかと思っております。

○佐藤委員 1番最初のところで、高千穂鉄橋というのは、この基金の中に入ってなかったんですね。基金の中で、協議会の中で、壊そうとしていたけれども、残したという分と基金を設立、協議会を設立するときに、もう残そうとしたというのは、やはり、同じ考え方ですか。

○大東総合交通課長 高千穂鉄橋につきましては、撤去計画には入っておりません。そのほかにも撤去計画には入っていない様々な施設がございます。その段階で、この撤去計画に入っていないものにつきましては、各地元において有効活用するといったような判断がなされて残っているということになります。

○佐藤委員 先ほど、深角橋梁は1億3,800万円で撤去できるというようなことでありましたけれども、ほかに、高千穂鉄橋、それから日之影には青雲橋の下にある鉄橋、ほかにも、コンクリート橋等もいろいろあると思うんです。その中で重要文化財に指定された第3五ヶ瀬川鉄橋、それから綱ノ瀬橋梁の2つについては残していくでしょうけれども、今後、撤去する可能性があるものを撤去するときにかかる総額というのは、そのときにはもう大体分かっていたんですか。

○大東総合交通課長 全ての施設について、撤

去に幾らかかるかという積算はしておりません。

○佐藤委員 深角橋梁以外はしてないということかな。残っているもので。

○大東総合交通課長 この撤去計画に乗せられた施設につきましては当時、積算しておりますけれども、この計画に乗っていないものについては撤去費用の計算というのはしていないということになります。

○佐藤委員 分かりました。

○野崎委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、予算議案の審議を終了いたします。

執行部の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 それでは、特別議案について、委員会資料の5ページ、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例について御説明を申し上げます。

この基金の設置目的については、先ほど予算議案のところで説明したとおりでございます。利子補給等を行う事業について、令和7年度まで県としての支援を行いますため、交付金を基金として積み立てるものでございます。

7年度まで支援を行い、その後、精算を行いますことから、この条例の1番下でございます。附則のところがございますように、令和8年6月30日まで効力を有する条例としてお願いをしているところでございます。

説明は以上でございます。

○大東総合交通課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

議案第81号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例について」であります。

これは高千穂線の不要施設の撤去が全て完了したことに伴いまして、当該基金を廃止するため条例を廃止するものであります。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。特別議案について質疑はありませんか。

○佐藤委員 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例の廃止についてですけれども、基金の廃止と、協議会というのがあったわけですが、もともとの目的、それができた背景、基金の充当実績、それからどういう役割で、どのように評価されたのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○大東総合交通課長 この条例につきまして経緯を申し上げますと、平成17年の台風14号によりまして、高千穂鉄道が甚大な被害を受けました。その後、高千穂鉄道株式会社が経営を断念いたしまして、残った施設についてどうするかということで、県、沿線自治体で話し合いを行って、これにつきましては、県と沿線自治体が出資をして、お金を出し合って撤去をするということで、この条例を県に設置し、かつ、この条例を運営していくために運営協議会を条例で設置することが決められました。

その後、平成23年にこの運営協議会におきまして、撤去の対象とする施設、さらには金額等も含めました撤去計画を策定して、その後、出資比率——これはもともとの高千穂鉄道の経営安定基金の出資割合をそのまま出資割合として使っておりますけれども——に基づいて、撤去

に要する費用を積み立てて、順次、撤去作業を行ってきたものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、この計画につきましては、適宜、地元の要望、そういったものも踏まえながら修正を加え、残すものは残す、撤去するものは撤去するという形で進めてまいりまして、今回、計画に基づく撤去が完了したということで、条例も廃止するということでございます。

この条例の廃止に伴い剰余金等も発生しますが、これにつきましては、運営協議会の場において精算方法といったものも話し合い、合意ができましたので、それに基づいて来年度予算において精算する運びになっております。

○佐藤委員 その基金の配分等について、延岡市、高千穂町、それから日之影町とあるわけですが、撤去に使った費用と積み立てた額、それから配分する金額、約5億2,000万円のうちの半分をそれぞれ分けたわけですが、それが半分でもいいのかとか、その分配の割合については、かなり異論があり、最初からそれで行きましょうということではなかったと思うんですが、その辺をちょっと詳しく教えてもらえますか。

○大東総合交通課長 積立計画の変更によりまして、5億円以上の剰余金が発生いたしました。これの基本的な考え方といたしましては、出資割合での精算が基本であろうということで議論を進めてまいりましたけれども、一方で、例えば高千穂町でありましたら、高千穂町が出捐した積立額に対して実際の工事の出来高がやはり小さいと、負担と実績のアンバランスがそこで生じているといったこともございましたので、その点も配慮した形で精算方法を議論をいたしまして、運営協議会において丁寧な議論を行っ

た結果、今回の精算方法としてまとまったということでございます。

○佐藤委員 考え方として最低でも積立てた額は戻ってくると、戻すべきだというようなことが、当初から言われていたと思うんですけれども、積立てた額も戻ってきていない高千穂町から聞くところによると、撤去に使った費用は300万円ほどで、1億数千万円積み立てたけれども戻ってきたのは、積み立てた額までは満たないということなんです。

丁寧な説明をされて合意を得たということですが、すけれども、かなり思いが残ったままではなかったかと思うんです。再度、その辺はどうですか。

○大東総合交通課長 その差につきましては、確かに積立てた額よりも小さい額しか返ってこないというところがございますけれども、そもそもその基金の考え方といたしまして、撤去する費用について4者がお金を出し合って、そこで一旦プールした上で、そこから費用を捻出しようという考え方でございますので、やはりそこは出資者といいますか、参加者としての一定の責任といいますか、そういったものはあるかと思えます。そういった点も御理解いただいた上で今回の精算、特に高千穂町につきましてはそういった点も考慮した上で——一方では積み立てた額以上に工事をできているという自治体もある中で、そういった様々なお立場が自治体間である中で丁寧に議論を進めてきた結果、こういうまとめ方になったということでございます。

○佐藤委員 そういう話をする中で、これはこういう形ですが、その代わり、こういう形で支援をしていきますよと。前の質問で協議会での中身の話を聞いたところ、やはり、全ての自治体が県への財政的な支援をお願いをしているわ

けです。県としても、総合政策部関係部局と連携しながら3市町を応援していくと、沿線市町の思いを県としてもしっかり共有すると、必要な支援については検討していきたいと、いろいろと御相談をいただきたいということですが、その辺りはどういう、言葉の中にあるものですよ。

○渡邊総合政策部長 関係する1市2町がございましたけれども、私が直接、延岡市長、高千穂町長、日之影町長と個別にお話もさせていただきました。そこで、佐藤委員がおっしゃるような様々な首長さんの思いというのは、私も真摯に伺わせていただいたところでございます。県を含めれば、四者四様、それぞれの考え方がある中、いろいろ皆様で意見を出し合った上、最終的には担当課長が申しましたとおり、今回のような一定のルールを設けて分配を行うことにしたところであります。

今回廃止する基金については、もともとは不要施設を撤去するということを目的につくった基金でございましたので、その目的は達したと、不要施設の撤去はもう全て済んだよということでございます。それで、今回、廃止の条例を出させていただいているわけでありまして。

じゃあ、今後、このあたりの振興をどうするのかにつきましては、先般、佐藤委員から一般質問をいただきましたけれども、私どもといたしましても、高千穂線沿線においては鉄道跡地の公園化構想というものを出しておりますし、さらに、現在も高千穂鉄橋を使った観光振興に大きな成果を上げていらっしゃるということ、また、日之影町においても、国の重要文化財を指定された橋梁であるとか、それぞれに大変な魅力がある、そういう地域だと思っておりますので、その場でもお答え申し上げましたとおり、

私ども、1市2町と一体となって非常に魅力の多いこの地域の振興、鉄道跡地の活用も含めた広域的な地域振興の在り方、そのあたりについて1市2町の皆様と一緒に、今後の在り方について検討してまいりたいという思いでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。部長には沿線市町の思いを共有しながら、新たな地域振興に向けた準備をすることが大切であるというようにお言葉もいただいて、鉄道跡地の活用も含めた広域的な地域振興の在り方を一緒に検討していきたいというお言葉いただき、大変ありがたいです。

しかし、広域的な地域の振興、県北の振興は鉄道跡地があろうとなかろうとやらないかんわけです。県としてはやっていかないかと。そんな中、負の遺産になる可能性のある鉄道跡地を持っている地域が、努力をして有効活用すると、そして、その分、積み立てた基金も残ったわけでありますので、その辺が大事なのかなと思うわけです。その辺がどうなのかということだと思っております。

ですから、最初から外した高千穂鉄橋、高千穂橋梁——雲海橋の北側にありますが、そういうところを有効活用しようとしていた高千穂町は300万円しか使っていない、積み立てた額も戻ってこない。日之影町や延岡市に比べて高千穂町の交渉が足らなかったんじゃないのかと、遠慮し過ぎじゃないのかという声もあるので、私がそれを代弁する形で高千穂町民の思いを伝えておるわけです。町長、副町長たちと部長が直接会って話をされたということですが、県から総合政策部長が来られて、こうですよと言われて、分かりましたというようなことになると思っております。しかし、私はなかなか言えないとこ

ろを酌んでやるべきじゃないのかなと思うもので、何度も、これをずっと言っているわけです。

延岡市にも行きました。日之影町にも行って、それぞれのこの協議会の方とも話をしました。ですから、四者四様と言われましたけれども、質問でも言いましたが、最終的な役割が終わってないんじゃないですかと、最終的にと言うけれども最終的と言っていいんですかという思いがあるんです。基金の役割、さらに協議会の役割というのがあるわけですが、年度末が近づいたから、それを進めないかんということではないのかですよ。丁寧なやり取りをすれば、もう少し時間を置くべきじゃないのかな。それが鉄道跡地の活用も含めた沿線自治体の地域振興にとっては必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 私が高千穂鉄道の運営協議会の会長をしているものですから、先ほどより佐藤議員のおっしゃっているいろんなところも、運営協議会のところで最終的に私が言った言葉も入っているというふうに理解をしております。

今回のこの高千穂鉄道の基金につきましては、当初の目的が不要施設の撤去というところで、高千穂鉄道について沿線の自治体が自分たちの財産として引き受けて、積極的に活用していくというのは、活用してくださいと。それ以外の不要なものにつきましては、この基金で撤去していきましょうというところでございます。

ですから、基金の目的も、条例上、不要施設の撤去というふうになっていまして、運営協議会の目的も不要施設の撤去に要することというふうになっています。そういう条例上の規定の意味で、最終的な役割については果たされたというふうに認識しております。

その上で活用していく鉄道施設が残るわけ
でございますので、こういった鉄道施設の活用も
含めて、沿線の地域振興策、活性化策、これに
つきましては、しっかりとどういうふうに活性
化したいんだと、活用したいんだと、あるいは、
鉄道以外の部分も含めて、沿線の西臼杵、延岡
市の地域振興策、市町村のいろんな計画が具体
的に上がってくれば、それしっかり受け止めて
共有しながら、こういった支援ができるのか、
お互い知恵を出しながら検討していくというこ
とがこれから先に向かっては非常に大切なこと
だというふうに思っております。そういう意味
で沿線自治体の方々と思いを共有しながら、地
元の地域活性化につきましては引き続き、しっ
かり検討、応援していきたいと考えております。

○佐藤委員 おっしゃることは、よく分かるん
ですよ。ただ、もうちょっと自治体の気持ちを
酌まないかんのじゃないかと思うわけです。

不要施設を撤去するために積立てた基金の目
的は、言われるようにその地域にとって不要施
設を撤去することが必要だということですよ。
それがあると地域の振興に妨げになるというこ
とでしょうから。しかし、残そうとした人たち
もおる。残してお金も浮かした町もあるわけ
ですよ。それに対する——基金、条例の目的を
変えてでも、これは継続すべきではないかと私は
思うんです。運営協議会自体も、それは撤去の
ための運営協議会かもしれませんが、せつかく、
延岡市も「3市町共に連携して、県北地域の振
興を考えると高千穂線が残っていればと思うこ
とが度々ある。未来を見据えた高千穂線の活用
は県北の大きな観光の起爆剤になると考えてい
る。日之影、高千穂町からも話があったように、
県においても御指導御支援を」と言っています
んで、その辺りを酌んでいただいて——運営協

議会等は今後も必要な形にする必要があるの
ではないかなと思っています。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 佐
藤議員の思いは十分御理解しているところでご
ざいます。今回、基金の残額が5億2,000万円程
度残って、それをどう分配するかというところ
に当たりましては、総合交通課長が申し上げま
したように、拋出割合がまず前提としてあって、
その上で、残す施設があって、それについては
引き続き活用していかなければならないという
のもございますので、そういったのも踏まえて、
全体的に最終的に調整して——実は最近ではな
くて、もうずっと前から、昨年度から、ずっと
議論しながら、どういうふうな形であれば一番
地元の方々の納得を得られるかというところで、
沿線の方々と話し合いながら、ようやく2月にな
って最終的な結論を得たというところです。

一応、合意形成を図られたというところでご
ざいますので、運営協議会を残せばとか、条例
を変えてでもというふうなことでもございました
けれども、あくまで条例は不要施設の撤去とい
うことで、議会の議決もいただいてつくってい
るものでございますので、また別の形というこ
とになれば、それは改めて——今回は一旦条例
を廃止して、基金を廃止して、運営協議会も条
例に伴うものですので、1回廃止をして、その
上で、こういったものをつくって地元の方々の
御意見をしっかりと聞くことができるのか。それ
は、改めて、沿線の自治体の方々とも話を聞き
ながら、しっかりと検討していければと思ってお
ります。

○佐藤委員 私がずっと話しくわけにもいき
ませんので、よく分かりました。ただ、言われ
るように、別の形ででもやるべきだというお言
葉ありましたけれども、そのあたりを今後しっ

かりやっていくべきかなと考えておりますので、
よろしく願います。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する
説明を求めます。

○渡久山総合政策課長 委員会資料の7ページ
をお開きください。

オリンピック聖火リレー及びパラリンピック
聖火リレーについて御説明をいたします。

オリンピック聖火リレーにつきましては、1
の(1)にありますように、今年3月25日に福
島県をスタートいたしまして、全国121日間にわ
たって実施される予定でございます。

本県では、4月25日の日曜日と翌日26日月曜
日に予定されております。実施される市町村は、
(3)にありますように、12の市と町でありま
して、(4)にありますように、両日ともに出発
と到着のセレモニーが行われます。こうした実
施市町村と開催コース、セレモニー予定地につ
きましては、昨年4月に予定していた延期前
のものを、ほぼ、そのまま受け継ぐ形で準備を
進めてきております。(5)でございますが、本
県で聖火を掲げて走っていただく聖火ランナー
は、全部で約180人の予定でございます。

次に、2番目のパラリンピック聖火リレーで
ございます。オリンピックとは少し違う形で実
施されるものであります。競技をしない本県な
どでは聖火フェスティバルを開催しまして、聖
火を採取いたしまして、東京に向けて送り出
します。そして、開催地の東京で、各都道府
県からの火を集め、全国から参加するラン
ナーによりリレーを行うということになります。

スケジュールは、現在のところ、本県での
聖火フェスティバル、東京での聖火リレーとも

8月に実施される予定です。

なお、聖火リレーの実施をめぐりましては、
様々な動きがございますが、聖火リレーの主
催者はあくまでも大会組織委員会ございま
す。本県といたしましては、その主催者が中
止や縮小の判断をしない限り、しっかりと予
定どおり聖火リレーの実施に向けて準備を
進めていく方針でございます。

説明は以上でございます。

○磯崎統計調査課長 統計調査課ございま
す。本日、公表を予定しております平成30
年度宮崎県県民経済計算の推計結果につ
いて御説明をいたします。

なお、お手元に別冊で資料1といたしまして、
平成30年度宮崎県県民経済計算の結果の概
要版をお配りをさせていただいております
けれども、説明は常任委員会資料のほうで
させていただきますと思います。

常任委員会資料の8ページをお開き
ください。

まず、主な指標についてでございますが、
平成30年度の県内総生産でございますが、
名目が3兆7,402億円で対前年度比1.0%
の増、実質が3兆6,096億円で対前年度
比1.0%の増となっております。名目実
質ともに6年連続のプラス成長となつた
ところでございます。

また、2つ目の黒丸、県民所得につ
きましては、2兆6,668億円で対前年度
比0.2%の増となっております。また、
これを県内の総人口で割った1人当
たりの県民所得につきましては、246
万8,000円で対前年度比で0.9%の
増となつたところでございます。

次に、その下の図1を御覧ください。

これは、実質経済成長率の推移を示
したものでございます。

点線が国、実線が宮崎県ございま
すが、国、

本県いずれも、平成20年頃、リーマンショックに伴いまして、20年から21年にかけて一旦落ち込んでおりますが、その後、回復の基調にあるという状況でございます。おおむね右肩上がりの状況かと思えます。また、本県は平成22年度に口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等の影響を受けまして、リーマンショックの回復が国ほど大きくはなかったところではありますが、その後はプラス成長を続けているという状況でございます。

次に、その下の図2を御覧ください。

棒グラフは、1人当たりの国民所得（白の棒グラフ）と本県の1人当たりの県民所得（色の濃い棒グラフ）で推移を示しております。この県民所得につきましても、平成30年度、1番右のほうを見ていただきますと、246万8,000円ということで平成18年度以降で最も高くなっております。また、折れ線グラフが、1人当たり国民所得を100とした場合の本県の県民所得の割合を示しております。平成30年度は77.2となっておりまして、国民所得の差は、おおむね、こちらも右肩上がりでございますが、ここ数年は横ばいの状況となっております。

続きまして、右のほう9ページを御覧ください。

県民経済計算は、生産、分配、支出という3つの系列でそれぞれ推計しております。この30年度における、それぞれの特徴について簡単に御説明をいたします。

まず、2の県内総生産の生産でございます。

内訳といたしましては、公務や不動産業などの総生産額が減少した一方、建設業や製造業などの産業が増加したことによりまして、トータル全体では対前年度比1.0%の増加、6年連続のプラス成長となったところでございます。

表の中を御覧いただきたいと思えます。

上から2行目、第1次産業は農業が減少したことから、全体としましては0.3%の減少となっております。

その4行下、第2次産業につきましては、製造業や建設業が伸びておりまして、全体として6.8%の増加となっております。

それから、表の中ほど、第3次産業でございますが、不動産業や公務などが減少したことによりまして、全体として1.0%の減少となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

3、県民所得（分配）の系列でございます。

県民所得全体としましては、0.2%の増加となっております。その内訳としましては、1つ下の県民雇用者報酬、こちらが0.6%減少しておりますけれども、財産所得が8.6%の増、それから企業所得が1.1%の増となっておりまして、全体で0.2%の増となったところでございます。

最後に、4の県内総生産（支出）でございます。内訳を見ていただきますと、民間最終消費支出、それから、その下の政府最終支出が、それぞれ0.4%減少しておりますけれども、総資本形成が1.0%伸びたことによりまして、全体では、1.0%の増加となったところであります。

説明は以上でございます。

○山崎生活・協働・男女参画課長 委員会資料の12ページをお願いいたします。

男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果の概要について御説明いたします。

概要につきましては、お手元に配付しております資料に青色のパンフレットございますけれども、こちらにダイジェスト版としてまとめておりますけれども、説明は委員会資料のほうで主なものについて御説明したいと思えます。

まず、1の調査方法等にありますとおり、この調査は、県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策に生かすため5年ごとに実施しているものでございます。

今回は、昨年8月から9月にかけて調査を実施し、県内在住の18歳以上の方3,000人を無作為に抽出しまして、郵送で調査票をお送りし、回答につきましては郵送とインターネットどちらでも受け付ける形を取りました。

1,286人の方から御回答いただき、回答率は42.9%、そのうち174人、13.5%がインターネットによる回答でした。

2の結果の概要を御覧ください。

(1) 男女の平等感につきましては、表にありますとおり生活や職場等様々な場面におきまして、男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっており、特に「政治の場」では67%、「社会通念・慣習・しきたり」では66.4%と高くなっております。また、1番下の「社会全体」では、62.5%の人が男性優遇と感じておりますが、この項目における男性優遇感につきましては、その下の表にありますとおり、これまで6割程度で推移をしておりまして、今後とも男女平等と感じられるよういかに啓発していくかが課題であると考えております。

(2) 固定的な性別役割分担意識につきましては、例えば、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった性別によって役割を固定する考え方に反対する人の割合は、62.6%となっております。こういった役割分担意識は依然として社会に根強く残っておりますが、表の推移を御覧いただきますと、反対する人の割合は上昇する傾向が続いておりまして、このような固定的な意識の解消に向けた男女共同参画の考え方が徐々に高まってきているのではない

かと考えております。

13ページをお願いいたします。

(3) 女性の就業についての意識であります。女性の働き方としましては、「ずっと職業を持っているほうがよい」といったいわゆる就業継続型を支持する人が最も多く、次いで、「子供ができたら仕事を辞め、大きくなったら、再び仕事を持つほうがよい」といった中断再就職型の順に多くなっております。傾向といたしましては、女性はずっと職業を持っているほうがよいと考える方の割合が年々上昇しておりまして、女性の働き方に対する考え方が変化してきているものと考えております。

(4) 男性の育児休業につきましては、取得が進まない理由としまして、「職場に取りやすい雰囲気がない」、「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかる」など、職場環境に関するものが増えており、また、(5)にありますとおり、男性が家事や育児に積極的に参加していくためには、夫婦間のコミュニケーションや、家事・育児への抵抗感をなくすなど男性自身の意識改革が必要と考える人が多くなっております。

最後に、(6)にありますとおり、推進すべき男女共同参画施策としましては、働きやすい職場環境の整備を期待する人が最も多くなっており、個人の働き方や家族の形態が多様化する中、今後も男女共に家事・育児と仕事を両立できる環境の整備などに取り組んでいく必要があるかと考えております。

概要は以上でございますが、来年度で県の第3次男女共同参画プランが終期を迎えますことから、今後、この県民意識調査の結果を詳細に分析しながら、新たなプラン策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○野崎委員長　ここでお諮りしますが、お昼を超えそうなんです、続けて2つの課は説明を求めてよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野記紀編さん記念事業推進室長　委員会資料の14ページございます。

記紀編さん1300年記念事業が本年度で終了いたしますので、その成果などについて御報告を申し上げます。

まず、事業の狙いを改めて申し上げますと、本県は、古事記、日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であります。県内各地に神話や伝承ゆかりの地、神楽などの宝が数多く残されておりますが、県民自身もあまり知らなかったという中で、事業の狙いとしましては、それらの宝を県民に再認識していただきまして、郷土に対する愛着や誇りの醸成、県づくりへの意識高揚を図るということ、また、宝を磨き上げ、県内外に情報発信を行うことによりまして、観光交流の活発化や地域の活性化につながるということでありました。併せて、重点的取組事項としまして、まだ開催が決まっておりました2020年の国文祭の開催、それから、もう一つは、神楽群・古墳群の世界遺産登録を目指した文化資源の磨き上げを上げておりました。

事業期間は、御覧のとおり9年間でありまして、2の主な事業の経過にありますように、3年ごとのフェーズに区切って、括弧書きのような視点で取り組んできたところであります。

初めは、著名人をお呼びしての記念講演会ですとか、県内外の各種イベントへの出展、あるいは、新宿駅の地下通路や航空機の機体を利用したPRですとか、とにかく広く知っていただくことに重点を置いて取り組んでまいりま

した。

このような取組の中から、県外大学との連携講座、あるいは、国立能楽堂などでの神楽公演など、関心の高い層をターゲットにじっくりと味わっていただくということにも力を入れながら、県内では、神話のふるさと県民大学などの講座や神楽シンポジウムなどを実施してきたところであります。

また、地域での取組を広げるための補助や市町村と連携した地域版パンフレットの作成なども行いながら、本年度は次への継承も意識をしまして、日向神話の漫画本の作成あるいは神楽サポーター制度の創設などにも取り組んだところであります。並行して、雑誌、新聞、インターネットなどを通じました発信にも取り組んでまいりました。

米印は、決算額の推移を記載しておりますが、前半は、国の加速化交付金なども活用しながら取り組んだところであります。

なお、9年間の取組を資料3、別冊でお配りしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次のページ、3の主な実績、一部だけを記載しております。個々には説明はいたしません、多くの方々に、みやざきの宝の魅力をお届けしたところであります。

4、事業の成果であります。

まず1つ目、県民の認識の広がりなどです。事業を通じまして、みやざきの宝に対する県民の皆さんの認識は広がり、関心が高まるとともに、事業が進むにしたがって、また、国文祭・芸文祭の開催への機運の高まりとも相まって、県民の皆さん御自身によって舞台芸術などを通じて神話などが体現されるようになり、その経過の中で、郷土に対する愛着や誇りの醸

成が図られたものと考えております。少し数字で補足をいたしますと、①本年度、県内で実施をしました講座でのアンケート結果であります。神話や神楽などが「みやぎきの宝」であるという認識が県民の皆さんに広がったとの回答を83%の方々からいただいたところであります。

また、次のページ、②です。県民意識調査では、認識よりも踏み込んだ関心について調査を行っておりますが、関心があるとお答えいただいた割合が60数%を維持しながら推移したところであります。参考に年代別の数字を挙げておりますが、やはり、若い人の関心というものが低い状況にあります。そういったことから、日向神話の漫画本の作成や子供神楽などにも取り組んでいるところでもあります。

③では、宮崎日日新聞に掲載されました神話や神楽などのワードの数、言葉、単語の数であります。記念事業開始前後の8年間を比較しておりますが、御覧のように増加をしております。

④県民自身の体現、国文祭・芸文祭では、神楽を含めて演劇やミュージカルなど、県民の皆さんが、御自身が体現する18事業が予定をされております。

次のページに参ります。

成果の2つ目、県外向けであります。神話の源流みやぎきのイメージは県外にも着実に広がりまして、観光誘客にもつながったものと考えております。

①本年度、唯一県外で実施できました大阪でのシンポジウムがございました。そのアンケート結果であります。本県について、以前と比べて神話や神楽などのイメージが浮かぶようになったとお答えいただいた人の割合が72.6%、それから、以前からそういうイメージがあると

いうふうに答えていただいた人を加えると95.9%となります。

②の県外での神楽公演、これはほぼ満席となりますが、アンケートでは、興味を引く、実際に現地で見たいなどとお答えをいただいた人が、ほぼ9割を超えております。

次のページ、③であります。これも宮日新聞、旅のひとこと、これは県外から旅行者の皆さんに感想をお聞きする囲み記事であります。御覧のように、神話や神楽などの言葉の数が増加をしております。また、参考にありますように、私どもの講座で講師を務めていただきました先生方が同行するツアーなどの造成にもつながっております。

④は、神話ゆかりの主要な神社などの観光客数であります。下の表にありますように、平成24年以降、順調に伸びておりましたが平成28年熊本地震の影響で大きく落ち込みまして、以後、霧島山の噴火などの影響も受けながらも、昨年度まで徐々に回復傾向にあったところあります。観光客数は、記念事業の取組だけが反映をされるというものではありませんが、神話の源流みやぎきのイメージの浸透が、増加や回復の動きというものを下支えしたのと考えております。

次のページ、成果の3つ目であります。

神楽の保存団体の方々にとりましては、県内外で神楽公演を多くの人に見ていただきまして、たくさんの拍手を浴びるなど、その評価を目の当たりにすることによりまして、受け継いできた神楽の価値を改めて見直す機会となり、継承に向けた意識の向上につながったものと考えております。参考には、椎葉神楽保存連合会の尾前会長が、私が今申し上げたようなことをアンケートでお答えいただいているところでありま

す。

4つ目、神楽や古墳に関してであります。

下の破線の中にありますように、神楽のユネスコ登録につきましては、我が国からの登録が2年に1回、しかも全国のをまとめて提案するという流れになったこと、そして、古墳群に関しましては、国のほうで、国内候補の暫定一覧表の追加が行われなかったということもありまして、登録には至りませんでした。記念事業による情報発信や市町村との連携が上の丸ポツで書いておりますような、文化財団による評価、あるいは、日本遺産の認定につながったものと考えております。

5つ目、例にありますように、記念事業を通じまして、市町村や企業、団体などによる神話などを主体的に発信をしていただくような取組にも広がったと思っております。県議会の皆様方にも本会議で古代衣装を着ていただきましてPRをしていただきましたが、記念事業の成果というものは、県だけではなくて様々な主体の取組があって得られたものと考えております。

6つ目、講座や神楽公演などでは多くの著名な先生方を講師としてお招きし、つながりを持つことができました。それぞれの先生方自身が大きな発信力をお持ちであり、このつながりというものも記念事業で得ることができた貴重な財産であると思っております。

最後に今後の方向性であります。

みやぎきの宝の再認識によって、説明してまいりましたような成果が得られたわけでありますが、言い換えれば、右のほう、埋もれていた宝は本県ならではの文化資源として確立されたと考えております。

これからも一過性の取組とすることなく、県民としてのアイデンティティを支える県民共有

の財産として、人と人をつなぎ、地域の暮らしに豊かさを生み出す文化として、さらには地域外からも人を呼び込むことができる強みとして生かしていくべきであろうと考えます。

ただ、取り巻く状況を見ますと、人口減少の進行、若者の流出、また、今、コロナ禍であらゆる活動が大きく縮小している状況もあります。一方で、地方回帰の潮流も起きておりますが、人と人の距離が求められる中で、触れ合いというものは減少をしております。そういう中で、例えば、夜神楽は地域の人との心を通わせながら交流できる資源であろうというふうに思っております。

こういったことを踏まえまして、方向性としましては、掘り起こし・磨き上げの段階から文化資源としての活用へということで、みやぎきの宝を次代に継承しながら、市町村や企業、団体などと連携を図りまして、観光事業の回復や将来を担う人づくり、さらには、持続可能な地域づくりに文化資源として積極的に活用してまいりたいと考えております。

下に、図にしておりますが、1番下、情報発信というものは続けながら観光需要の回復につながますとともに、その上、講座などを通じまして、将来を担う人づくりに生かしてまいりますとともに、さらに、その上、例えば、新たに神楽や神話ゆかりの祭りなどを生かして観光人口の創出に取り組むような市町村を支援する、そういったことを通じて、持続可能な地域づくりに、みやぎきの宝というものを積極的に活用してまいりたいと考えております。

なお、具体的な予算、事業につきましては、次の委員会で説明させていただきたいと考えております。

説明は以上であります。

○井上国民スポーツ大会準備課長 常任委員会
資料の22ページをお願いいたします。

宮崎県体育館の取扱いと新体育館建設に係る今後の対応方針について御説明をさせていただきます。

最初に、1、県体育館の現状等についてであります。

まず、(1)であります。県では、令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、新たに延岡市へ県体育館の整備を進めますとともに、現在、宮崎市にごさいます県体育館につきましては、国民スポーツ大会の練習拠点等として当面活用することとしております。

なお、以下の説明におきまして、便宜上、新たに延岡市へ建設する体育館を新体育館、現在、宮崎市にごさいます体育館を現体育館とさせていただきます。

次に、(2)であります。現在、現体育館の維持管理には年間4,000万円程度の費用を要しており、新体育館整備後に2つの体育館を維持することとなりますと、相当のコスト負担が想定されることとあります。

次に、(3)であります。現体育館は昭和43年の建設から50年が経過いたしまして、老朽化が進んでおり、空調設備やエレベーターなどが設置されていないなど、将来にわたり継続的に使用するためには大規模な修繕・改修が必要であります。

次に、2、新体育館の整備に係る財源についてであります。

まず、(1)であります。新体育館の整備に当たりましては施設の集約化を前提といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債——以下、公適債とさせていただきます。——の活用が可

能であります。

点線の枠内に公適債の概要を記載しております。①の対象事業につきましては、公共施設の集約化・複合化事業で、全体として延床面積の減少を伴うもの。②の充当率等につきましては、充当率90%、交付税措置率50%であります。ちなみに、横に参考で記載をしておりますけれども、通常活用いたします一般事業債は、充当率75%、交付税措置はなしであります。

③の要件につきましては、統合後の施設の供用開始から5年以内に統合前の施設を廃止することとなっております。④の事業期間につきましては、令和3年度までとなっておりますが、令和3年度までに建設工事に着手した事業は、令和4年度以降も現行と同様の地財措置がなされることとなっております。

中ほどの表が、今回の施設集約化のイメージであります。

県体育館と延岡市の2つの体育館を統合いたしまして、新体育館を整備するというものであります。表下の欄外にありますとおり、延床面積で約216平方メートルの減となることとあります。また、下の表は公適債発行予定額等を表すものであります。右下に太字で記載しておりますとおり、公適債発行予定額は約78億円となっております。この表の右側の吹き出しに記載しておりますが、この起債額に係る元利償還金の50%について、交付税措置がなされることとなります。

一方、(2)にありますとおり、公適債を活用するためには、新体育館のサブアリーナ供用開始から5年以内に現体育館の廃止が必要となることとあります。

資料の23ページを御覧ください。

ただいま御説明申し上げました状況等を踏ま

えまして、3、今後の対応方針についてであります。

まず、(1)であります。新体育館建設の財源として公適債を活用するということでございます。

次に、(2)であります。現体育館につきましては、本県選手の競技力向上のための練習拠点等として、国スポ・障スポまで活用した上で、大会終了後に利用を停止し、令和10年4月までに廃止をするということになります。

そして、(3)であります。これまで現体育館が担ってきた主要大会開催等の役割が円滑に新体育館へ引き継がれますよう取り組みますとともに、各競技団体の説明や、ホームページ及び施設の掲示板等によりまして、施設利用者に対する廃止時期の周知を図るところであります。

最後に、4、今後のスケジュールであります。

令和3年10月に新体育館建設着工、令和5年4月に新体育館のサブアリーナが完成、そして、令和9年の国スポ・障スポ終了後に現体育館の利用を停止いたしまして、令和10年4月までに廃止することとなります。

体育館の取扱い等については以上であります。

続きまして、資料の24ページを御覧ください。

国民スポーツ大会に向けた準備状況についてであります。

まず、1、大会までのスケジュールであります。本資料でお示ししておりますスケジュールは、本県における開催年が令和9年へ変更されたことを反映したものであります。令和4年度に国スポ開催申請書の提出と開催の内定、令和6年度に文部科学省等の総合視察と国スポ開催の決定、令和8年度にリハーサル大会を予定しているところになります。

次に、2、会場地等の選定であります。国スポの正式競技・特別競技につきましては、今年度までに全38競技のうち34競技について、会場地選定を終えたところであります。会場地未選定となっておりますのは記載の4競技で、水泳の飛び込み、バスケットボールの少年男女、ライフル射撃のCFP（センターファイアピストル）を除く種目、カヌーのスプリント、スラローム、ワイルドウオーターであります。

公開競技につきましては、7競技全ての選定を終えております。また、デモンストレーションスポーツにつきましては、3競技の実施とその会場地を併せて決定したところであります。

次に、3、中央競技団体による正規視察についてであります。開催内定に向けまして、今年度15競技の正規視察を実施したところであります。また、令和3年度は、今年度、新型コロナウイルス感染症などのため、中止した競技を含めまして、19競技の正規視察を実施予定としております。

次に、4、広報関係についてであります。

今年度、大会マスコットキャラクター及び愛称・スローガン等の基本デザインを決定しまして、また、そのデザインを用いた大会PRポスターなどを作成・配布したところであります。

27ページには、ポスターのデザインを掲載させていただいております。日向神話に登場する神々とそのエピソードを、国スポ・障スポの競技に結びつけたものとなっております。このほか、現在、競技別デザインを作成しているところございまして、こうしたデザインなどをフルに活用しながら、県民の皆様へ2027年、宮崎国スポ・障スポを周知してまいりたいと考えております。

次に、25ページにお戻りください。

5、主要3施設の整備状況についてであります。現在のところ、3施設いずれも、これまで御報告してまいりましたスケジュール、概算工事費の範囲内で進捗しているところであります。

今年度の直近の状況を中心に御説明いたします。

(1)の陸上競技場につきましては、令和2年12月に埋蔵文化財調査の現地作業が完了いたしまして、現在、実施設計の完了に向けて作業を進めているところであります。

(2)の体育館につきましては、令和2年12月に実施設計が完了いたしまして、今年度中に入札公告を行う予定であります。

(3)のプールにつきましては、令和2年11月に入札公告を行い、現在、一連の入札手続きに取り組んでいるところであります。

最後に、(4)、今後の主なスケジュールであります。このうち、令和3年度におきましては、陸上競技場は、6月に入札公告、11月に契約議案の提案を予定しているところあります。

次に、体育館につきましては、9月に契約議案の提案を予定しております。

最後に、プールにつきましては、4月に技術提案書の受付、6月に落札者の決定・公表、9月に契約議案の提案を予定しているところあります。

説明は以上であります。

○野崎委員長 お昼を過ぎましたので、続きは午後1時10分に再開いたします。暫時休憩します。

午後0時13分休憩

午後1時8分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○来住委員 男女共同参画の意識調査についてお聞きしたいと思います。1,286の方が回答されておりますが、この1,286人の男女の内訳を教えてください。

○山崎生活・協働・男女参画課長 別冊で資料をお配りしておりますけれど、そちらの1ページを御覧いただきたいと思っております。1ページの一番上のところに円グラフを3つ掲載しております、その一番左端になりますが、女性が54.0%、男性が45.6%という内訳になっております。

○来住委員 お願いした3,000人はやっぱり5対5で依頼されているのでしょうか。ちょっと確認です。

○山崎生活・協働・男女参画課長 委員のお話にありましたとおり、それぞれ1,500名ずつでお願いをしているところでございます。

○来住委員 そうしたら、こちらの資料を見ればもっと分かるのかな。委員会資料の12ページの一番下、固定的な性別役割分担意識について、これは5年ごとに意識調査をされているんですけど、この平成22年と27年の5年間に非常に前向きに大きく変化しているんです。御覧のとおり賛成が30.8%から13.4%に、逆に反対が38.2%から57.6%に上がっているんですけど、この5年間に大きく変化した要因は何か、その点はどうなんでしょうか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 詳細な分析は今後進めてまいりたいと思っておりますけど、現時点で考えておりますのは、特に平成に入りまして安倍首相が誕生されて、政策の一つの柱として女性活躍というのを掲げられたと思うんです。

それで女性の就業者数が非常に増えてきたこと、それに付随しまして女性活躍推進法という法律が平成27年に制定され、翌28年から完全施行さ

れたということもございまして、そういったことを捉えまして、一般的に皆さんが女性活躍でありますとか、こういった意識の解消について、やっぱりこれはあるべきではないと、そういった考え方をする人が増えてきたんではないかと現時点では考えているところでございます。

○来住委員 分かりました、ありがとうございます。

○井上委員 私も男女共同参画のこのアンケートについて、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど、今、来住委員が言われたように、意識が変化していくときに何か特別な政策でもあったのかとか、特別な要因があったのかという、そこをきちんと見極めていく必要があるんじゃないですか。

内容的にはいつも同じアンケートを取っていらっしゃるんだけれども、その変化についてどう敏感に、何の政策をした場合にどんなふうに変化をしたのかと。やっぱり国の女性活躍推進法というのは大きかったと私も思いますが、そういうことを含めて、分析していく必要があるんじゃないでしょうか。

だから、何もしないでただ意識だけの調査をしていくのか、それとも男女共同参画の意識づくりをしていくということを入れた上で、この県民の意識調査をしていくのか、そこで随分違いが出てくると思うんですけど、そこはどんなふうを考えていらっしゃいますか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 最初に概要説明した際、最後に申し上げたんですけども、来年度までが今の第3次男女共同参画プランの期限となっております。来年度はまた、この調査結果を詳細に分析しながら、プラン策定に取り組みたいと思うんですけども、プランにつきまして、しっかりとこの調査の結果を分析す

るとともに、それに基づいて今何が課題になっているかとか、それからその課題を踏まえて今後どう目標を立てていくのか、どういう取組、方針を望むのかというのを検討をしてみたいと思います。

具体的な施策につきましては私どもだけではちょっとできませんので、県庁全体、それから市町村とか関係団体とも十分議論を重ねた上で、またそういう委員のおっしゃったことをプランの中に取り入れていきたいと考えているところでございます。

○井上委員 ぜひ今のスタンスでやっていただくことをお願いしたいと思います。例えば、女性の人たちが一番この世の中で非常に生きにくいと感じているのは、やっぱり職場の中での関係性とか、そういう問題というのは実際このアンケートでもそれはきちんと現れているので、職場の中で男性の方は気づいていらっしゃらないかもしれないけれども、男女差の意識というのを女性の人たちが十分感じていらっしゃるということをやっばり取り上げていく必要というのがあると思うんです。

それとやっぱり画期的なというか、周りの意識を変えていくような政策をせめて一つ、二つは提起していく。せつかく調査をして、それに基づいて出てこないといけないんじゃないのかと私は常々思うのですけれども。どういったからといってどういう政策をしたいのか——国ほどのそれが出るかというのと、なかなか難しいところはあるかもしれないんですけども、それはずっと続けていく必要があると思うんです。男女共同参画センターがあるだけでは駄目です。

今度、県議会としても性暴力の関係で意見書を提出しようとしている会派の方がいらっしゃるわけですけども、あれも本当に大きな問題

がない限りは法律のところも画期的に変わっていかないという状況です。ですから、せっかく取られた調査をもっと政策に反映し、それが具体的に出てくるような形で使っていただけないかなと思うんです。

だから、労働の分野、医療の分野、いろんな面での提言がこの調査の中に現れてこない、なかなか女性の人たちや少子化の対策も進まないでしょうし、ありとあらゆるほかの政策も具体的に——スムーズにという意味ですけれども、進まないのではないのかなと思うんです。

○山崎生活・協働・男女参画課長 貴重な御意見ありがとうございました。委員がおっしゃるとおり、意識の問題でありますとか、それからよく言われますように、女性の働き方——非正規雇用が多くて非常に不安定な雇用状態であるといったこともいろいろとありますので、プランの中でも一応そういったいろんな分野ごとに目標を定めたり、取組の方向性を盛り込んでまいりますので、しっかりとそこは内部でも議論をしながら、ぜひプランのほうに反映をさせていただきたいと思っております。

○井上委員 ぜひ今発言されたことを含めて、検証する必要があると思うので、その立場でいらっしゃることから、部内だけではなく県庁全体のそれを見ていただけるように要望しておきたいと思えます。

次は、記紀編さん1300年記念事業の成果についてなんですけれども、私は本当に何度も議会で取り上げさせていただいて、まさに宮崎県の根っこをあぶり出す事業であったという点で、この記念事業については大変よい評価をしています。ですから、この事業に一旦区切りをつけるということについては、大変寂しい思いと同時に、この記念事業をどうきちんと総括してい

ただけるのか、そこを知りたいと思っています。

コロナの中で私たちが改めて今までの生活の仕方とちょっと違う形で考えるようになって、これから私たちが中心に考えていくであろうということは環境だったり、生活だったり、命だったりということになっていくんだと思うんです。だったら、この事業で取り組んできた内容というのは、まさにそこにフィットした、とてもすばらしい事業だったと私は思っていますので、まずはこれをどのように総括し今後につながるのかというところが非常に重要だと思います。丁寧に書いてあるのは分かっていますが、改めてそのところをしっかりと聞いておきたいと思えます。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 ありがとうございます。委員が根っこおっしゃいましたが、この記紀編さん記念事業、まずはやっぱり県民の皆さんのそういう精神的なものに関して、県民であることを内面的に定着といいますか、しっかりと固定する一つの大きなシンボルになったと思っております。

それをこれから続けていくわけではありますが、先ほど説明した中で文化資源の活用と言っております。観光資源でもない、教育の素材でもない、文化資源という言葉を使っております意味は、文化の担い手——神楽で言えば舞手であったり、地域で例えば神社の方であったり、それぞれの人の思い、担っていらっしゃる方の思いというのがございますが、私どもはそこに出かけていってお話をしながら、例えば国立能楽堂の神楽公演に出させていただくまでお話を続け、納得を頂いて出ていただいたという経緯がございます。

そういった意味で、これからどうつないでいくのかを一言で申し上げますならば、そういう

担い手がいらっしゃることをしっかりと自覚した上で、あくまでも文化として、これからもっと高揚を引き出していくような取組にしていく必要があると思っておりますし、この9年間の取組によって神社の方々、神楽の保存会の方々、市町村、そして地域の方々と県とがコミュニケーションをとれる環境が整ったと思っておりますし、一番はそこだと思います。それを生かしながら、これから取り組んでいきたいと思っております。

○井上委員 私はこの9年間の中で、県内の地域にあります神社という神社を丁寧に巡らせていただき、その神社を巡るときのコースを友人たちと一緒に作り上げて、最近では県の独自の緊急事態宣言が終わった次の週なんですけれども、日向市辺りを巡らせていただきました。チリ神サンも含めてそうですけれども、門川神社、それからお船出のところとか、去年の暮れから含めて行けたのが高千穂日之影辺りを丁寧に巡りながら、改めてこの宮崎県のよさというのを感じたところです。

多くの人と一緒に楽しみ方というか、記紀1300年の中で神社がこんなに近く身近なところにいっぱいあったのかというのを実感させていただいて、私は無宗教に近い人間ですけれども、その地域で神社を守っていらっしゃる方々の思いというのを強く受け止めさせていただき、地域を強く守っていただいているその方たちがいるということを本当にうれしく思った次第です。

やっぱり今後のコロナ禍の日本の教育という点を考えると、もう絶対に心の教育が優先されるべきだと思うんです。

今後の方向性の中にも、県民としてのアイデンティティを支える県民共有の財産であると書かれているわけですが、こういうことが

本当に前面に出て、改めて教育のありようみたいなものが——知識を得るというのは、もうグーグルでいいかもしれないんですけども、でも本当にそこを紡いでいくような教育が今後なされていくといいなと思います。

だから、この補正の審議でこういうふうな議論だけというのはもったいない感じがするわけです。これを本当にきちんとつないでいくというか、本気でやっていく力みたいなのを私は要望したいと思うんですけども、そういうセクションを改めてお持ちになるんですか。これがなくなれば、総合政策部の中ではなくはなりますが、どこかほかの部が所管するというふうになっていくと思うんですけども、組織的にはどこが支えながらやっていこうとされているんですか。

○渡久山総合政策課長 組織改正に話が及びましたので、私のほうでお答えさせていただきます。

この記紀編さん記念事業の来年度以降の話もここにございまして、これから掘り起こし、磨き上げから資源としての活用、このことについては基本的には文化の分野になりますので、当部のみやざき文化振興課のほうに事業として引き継いでいくことを考えております。また、来年度の新規事業の中でも、そういったお話を次の委員会でも差し上げる部分があるかと思えます。

組織の中でどういう部署をつくるといったところは、今最終的な詰めをしている段階でございますけれども、文化ということでみやざき文化振興課の中で精神を引き継いで、きちんとつなげていきたいという構想を持っております。

○井上委員 それはそれとして、9年間取り組んできたという重みというか、そういうものを

しっかりと受け止めてやっていただけるといいなと思います。

○来住委員 県体育館のことでちょっと確認したいと思うんですけども、非常に心配しているのは、全国大会や九州大会といったものを除いて、宮崎近郊のかなり多くの方々の方が40数年間、県体育館をずっと利用されてきたと思うんですが、計画によると令和10年4月までには廃止になるわけです。

そうしますと、例えば、昨年、一昨年でもいいんですけども、年間この体育館を実際に利用されている団体や人数を把握していらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思うんですが。

○井上国民スポーツ大会準備課長 令和元年度の実績でございますけれども、本館、別館が3つ、そして登攀壁、会議室等がありますけれども、それぞれの利用件数は2,599件でございます。

あと具体的な利用者数につきましては、今申し上げますように本館、別館が第1、第2、第3ございまして、それぞれでカウントしているため、一つの行事で重複しているところもございまして、実際の人数はちょっと分からないところなんですけれども、重複も含めての各本館、別館等の合計が約33万6,187名という実績が出ています。

○来住委員 そういたしますと、とにかく年間に約2,600件、そして延べ33万6,000人の方々の方が利用されているわけです。その方々がどこの市町村からみえたのかまでは分かりませんが、想像するには多分、宮崎近郊の方々が多いと思うんです。宮崎市だけではないでしょうけれども、都城市や延岡市から宮崎市の体育館に練習に来るとか、まず考えにくいので。

そうしますと、現在の体育館を廃止した暁に、この33万人の方々の利用場所をどうやって補償

してあげるかというのが、もう一つ大きな問題になると思うんです、延岡の県体育館まで行くちゅうことはちょっと考えられないので。延岡の県体育館で県大会や大きなイベントがあればそれは行かれるんでしょうけれども、日常的な練習の際には多分利用されないでしょうから。

その辺はどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今おっしゃったとおり、県体育館ということで、まずは主要な大会——県大会、九州大会等の大会を担うということで、先ほど申し上げた人数的には、例えば九州大会と県大会等で現体育館の各施設を使っておりますので、まずそこがボリュームとしては大きいのかなと認識しております。

主要大会の開催等につきましては、延岡市の新体育館のほうで円滑にそういった大会が開催できるよう、まずは取り組むということが第一だと考えております。

あと2点目でございますけれども、今委員のおっしゃいましたように、日常の利用、生涯スポーツ等で近隣の方が、特に平日等に体育館を御利用されているという認識でございますけれども、その辺りにつきましては、国スポまでは練習拠点としてしっかり使っていくということで、まだ6～7年後のことでございますけれども、その時点での競技環境——競技者の推移でございますとか、あるいは周辺の体育施設の整備状況等々いろんな要因があるかとは思いますが、

新体育館を延岡に造って、できるだけスポーツランドみやぎの全県展開を図ろうという大きな目標があるわけでございますけれども、それはそれで一生懸命頑張るといって、今回の地元の利用者の方へのフォローアップにつき

ましてもマイナスの面が少なくなるように、各競技団体でございますとか、あるいは地元市ともしっかり意見交換、情報交換をしながら対応してまいりたいと考えております。

○来住委員 要望になりますけれど、多分この体育館を利用して定期的に練習されている団体や個人の宮崎近郊の方々がいらっしゃると思うんですよね。これがなくなってしまうと、その人たちがどこを利用するかということになります。例えば宮崎市が幾つか体育館を持っていたり、学校関係の体育館が開放されているかどうか分かりませんが、とにかくそういうところを開放してあげないと補償できないわけですよね。

まだ時間はあるんですけれど、本当に丁寧な話し合いをしたり聞いたりして進めないと、僕は非常にまずいなと思うんです。この点を改めて強調しておきたいのですが、いかがですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今御指摘のとおり、こういった方向性につきまして、あらかじめ県内の主要な競技団体等の皆様に情報としておつなぎをして、競技会が中心となって意見交換をやらせていただいているところでございます。

個別の競技団体におかれましては、それぞれの競技特性ですとか、あるいは競技者の住んでいる地域とかは異なりますので、その競技ベースで御要望等は様々だったと伺っております。全体として、その競技団体を統括されている団体等のお考えとしては、今回の国スポに向けていろんなスポーツ施設を分散配置する中で、あるいはいろんな財源をうまく使っていくという中で、その考えというのは御理解をいただいているところでございます。

ただ、先ほど委員もおっしゃいました各個別の競技団体の声、意見はしっかりと聞いて、何

らかのできる対応——まだ時間があるので、しっかりと考えていってほしいと御意見をいただいておりますので、そういった観点から取り組んでまいりたいと思います。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) 若干補足させていただきますけれども、体育館の整備につきましては国民スポ・障スポに向けての整備は総合政策部のほうでしっかり連携、検討しながら進めていくと考えております。

大きな役割分担として、生涯スポーツですとか市民の日常利用に伴うものをどうしていくか、その辺りを教育委員会のスポーツ振興課が所管しておりますので、そういう大きな役割分担のもと、総合政策部としては教育委員会と連携しながら、委員が御指摘のような取組を進めていきたいと考えております。

○坂口委員 まずベースに、全県化スポーツランド構想という大きい構想を本県は持っているんだということです。

それから、均衡ある県土の発展ということで、県有施設の公平なというんでしょうか、理想的な配分というのがベースにあり、これは県の仕事ですよね。そうすると、今回造る施設は国体が視野に入ってきてしまっているけれども、これは生涯スポーツだったり、生きがいづくりだったり、健康づくりだったり、多様な目的を持たせた施設なんです。そこでどう配置されるべきかというのと、運用されるべきかという。特定の選手のための施設じゃないということは、やっぱりベースにしておかないと間違いかもです。そこで住民ニーズというのは、またそれぞれの市町村あるいは地域によって違う。

そこで広域連携だと思うんです。地域のニーズ、地域がどう捉まえて、我が身一人じゃ無理だよとなったときに、共通する認識というのは

連携した自治体がどう応えていくかという、これは二本立てで考えていかないと。今起きている現象ばかりに対応していると、本来の本県の姿勢はどうだったのか、あのとき汗を流し議論した全県スポーツランド構想についていろんな意見がありましたが、これを計画的に均衡を保ちながら整備していこうというこの考え方が変更したと僕は確認していないし、考え方は生きていていると思っっているんです。そこらをしっかり根底に置いてやっていかないと、右往左往させることになるんです。

○井上国民スポーツ大会準備課長 委員からの御指摘のとおりでございますけれども、今新たな3施設を整備させていただいています。県の体育施設、体育館や陸上競技場もそうでございますが、やはり全県的に、例えば大規模な大会等を宮崎県で開催、運営できる施設を有するのが、まず第一だろうと思っております。

その軸足をしっかりした上で、例えば大会等は土日等が中心になると思われまので、平日等を中心に体育施設の有効活用という観点から、そういった地元の皆様にも御活用いただくというようなことで考えておるところでございます。

先の見通しや考え方について計画ということ、今回議会のほうに御報告させていただいたところでありまして、またこれをベースにしまして、地元市の関係課ともしっかり情報交換を取りながら、よりよい方法を考えてまいりたいと考えております。

○坂口委員 運用の中で使用者に対してどう優先づけていくかという考えは必要だと思うんですけども、本来、今回議会がこれだけの大型投資を認めたのも公的債が前提だったからで、それなら体力に耐え得るかなというところでスタートしています。

この公的債が活用できないようなことを今後やっていくと、これはまた根底から、その予算の通過はちょっとなかったぞということになるので、そこを間違わないように。

○山下委員 まさに大会なんかは土日とかにあるでしょうから、それはそれとして、この国スポに向けていろいろ陸上競技場の取り合いとかいろいろありましたよね。しかし、そういうことで場所が決まっていたわけですけども。今回のこの県体育館も令和10年4月には壊さないと、公的債が使えないということですよ。

であれば、先ほど言われました日常、練習とかで県体育館を使っている——令和元年の33万6,000人ですか——そういう人たちには、こういう事実もうアナウンスしてあるんでしょう。今度、県体育館はなくなるんですよとか、延岡に移るんですよというアナウンスはしてあるのか、ちょっとその確認。

○井上国民スポーツ大会準備課長 延岡に新体育館を造るということと、宮崎市にございます今の県体育館は、国スポまでは天皇杯に向けた練習拠点として使っていくというところは申し上げているところでございます。

国スポが終わった後にどうするのかという点につきましては、これまでは検討中とお話をさせていただいておりましたので、今回の報告で初めてその先の見通しというものをお示したということになります。

○山下委員 いや、今、坂口委員が言われたように、今回議会が認めるということは、当然この予算が使える、こういう制度が使えることを前提に造りましょうということ認めるわけです。だから、今回提案されていることが承認されれば、すぐさま令和10年4月にはこの体育館を壊すというアナウンスをしないと。その時点

になって、いや反対だとか、それは困るという話になると全然話が違ってきますよ。そこあたりは間違いなくやってもらわないと。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 各利用者等に対する御説明ということなんですけれども、公式の場では今課長が答弁したとおりの言い方をしておりますが、競技団体には教育委員会から御説明に回っておりますし、地元の宮崎市にも、こういったことで県体育館を造って終了後は廃止するという御説明はしております。あと日常利用の問題につきましては、それぞれの市のほうでも考えていくと思いますので、御質問にありましたような今ある中学校とか高校といった教育施設の利用、そういったものを含めて、日常利用の問題については対応していくんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、関係者等には丁寧に説明していきたいと思っております。

○野崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 最後にその他で何かありませんか。

○坂口委員 統計調査課の説明、県民経済についてですけれども、平成30年度の経済成長率が1%伸びて、県民所得は0.9%、246万8,000円ということで、これはほっとしています。

平成26年の増田レポートでは人口減少がかなり衝撃的に伝えられた。その後の2年後ぐらいに、その年の県民所得とか経済、県内総生産の数字が出たときに、たしかこのまま人口減少が続くと、平成27年度は231万8,000円と出ていますけれども、平成28年度の1人当たりの県民所得が223万ぐらいまで下がるだろうと。ただ、60歳で一応リタイアするという定年制を就業者の7割ぐらいの人が5年ぐらい延長すれば、逆に

上向いて237~238万円までアップできるということだったですかね、ちょっと数字は定かでないんですけども。そういうことで乗り切ろうというのが一つあったですよ。

だから、そういう定年なり、60歳以降にまた現役で頑張るといふ、あのときの県の方針というのがどれぐらい数字に反映されているのか。あれは最終目標が2040年でしたが、5年後ぐらいの見通しで10万円前後ぐらいの所得が増えて、総生産は落ちるけれど所得は増えるというような試算をされたと思うんですけども、そういったことをベースにしての定年の延長とか、再就職——労働期間の延長というものは、今の246万8,000円という数字に貢献しているんですか。

言いたいのは、公共事業による2,700億円規模の投資というものが経済全体の7.5%と大きく占めており、これが大きく貢献した結果の県民所得の向上だったら、ものすごくもろいと思うんですね。特にこの国土強靱化予算なんていうものを、これまで格段の予算獲得をやってきているけど、これを今後しっかり維持していかないと、どんと落ちてしまうことになると思う。

県のそういった経済の構造というんですか、それ自体も変わってきて、安定的にこれ支えているベースが変わっていると捉えていいんですか。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） この県民経済の計算上、労働力人口がどの程度影響したかと、ちょっと今、手元に数字はないんですけど、前回、総合計画を見直したときのお話ですけれども、委員のおっしゃるその前の年までは、何とか労働力も60歳のところを65歳と定年した後も引き続き働いていただく、あるいは女性で家事労働をやっていらっしゃる方が労働力として市場に出ていくことで何とかカバーし

ていこうというお話の中で、長期計画上のいろんな試算をしたところですよ。

前回の改定の際に、そこをもう一回振り返ってみますと、確かにその効果によって一定程度の県民総生産あるいは付加価値、そういったところは維持できているのですが、それも既に限界に来ているのではないかと。働ける高齢者ほぼ労働市場に出尽くしていますし、女性・主婦層、そういった方々の社会進出も進んで、働ける人は働けるようになっていると。

そういった中、どうやって次の5年間ないし10年間、県民経済を維持していくのか、地域の活性化を図っていくかが非常に大きな課題になっていますので、そこは今後大きな課題として、コロナの後のいろんな技術革新とかデジタル化、付加価値の向上ですとか産業イノベーションといったのにもしっかり取り組みながら、どう対応していったら——今後また人口が減っていき、労働力人口も減っていくんですけど、そういった中で1人当たりの生産性をどう上げていくことで、県民の経済、県の経済を維持していくか、そういった観点で取組を進めていくべきかなという議論を今しているところでございます。

○坂口委員 そうですね、あのとき潜在的な労働力として女性が大いに社会に出ていただくため、子育て支援など必要な施策を充実していく方向で乗り切ろうと、方向性を一度示しましたね。

それに加えて、今言われたようにデジタル社会に進んでいく中での女性の社会進出、社会貢献は確かに大きかったと思うんです、この経済に貢献する背景として。そこら辺を今後見直しながら、あの方向は今後も維持していくべきじゃないかな。でないと、もう限界に来ているところかなという気はしますよ。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時55分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 総務部でございます。本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、裏面の目次を御覧ください。

まず、1の予算議案についてであります。今議会に提出しております一般会計補正予算案の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を提出しております。

それでは、資料1ページを御覧ください。

令和2年度2月補正予算案の概要であります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は2件ございます。初めに、議案第61号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）」であります。この補正は、国の令和2年度補正予算（第3号）に係るもの、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は253億2,143万1,000円の増額であります。国

の補正予算に係る経費として394億7,089万3,000円、そのうち防災減災国土強靱化対策分として318億8,174万6,000円、コロナ対策に係る経費として90億250万9,000円を計上しております。

この補正による歳入財源は、県税4億円余、地方消費税清算金9億円余、地方譲与税24億円余、繰入金80億円余のそれぞれ減額となっております。また、地方交付税20億円余、国庫支出金158億円余、県債184億円余のそれぞれ増額となっております。

次に、議案第88号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)」であります。この補正は、国の令和2年度補正予算(第3号)に係る経費の追加分について措置するものです。補正額は19億4,000万円の増額で、全額コロナ対策であります。この補正による歳入財源は、全額国庫支出金となっております。

これらの結果、今回の補正額は両議案合わせて272億6,143万1,000円となり、一般会計の予算規模は7,442億9,703万5,000円となります。また、今回の補正予算を含め、令和2年度に計上したコロナ対策全体の予算額は911億円余となっております。令和元年3月補正予算を含めると914億円余となっております。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款別の内訳であります。

まず、表の左から3列目にあります議案第61号についてですが、その右にある列に、国の補正予算に係るもの、もう一つ右にコロナ対策に係るものを内数として記載しております。

主な内容を申し上げます。上から2番目にあります総務費が、県債管理基金への積立金やコロナ対策に係る利子補給等基金への積立金の増に伴う増額、その2つ下、衛生費が、病床確保等の新型コロナウイルス対策経費の増等に伴う

増額、さらに、その2つ下、農林水産業費と、さらに2つ下の土木費が、国の防災減災国土強靱化対策による公共事業費の増等に伴う増額、それから、一番下の合計欄の上、諸支出金ですが、地方消費税清算金の増等に伴う増額となっておりますが、それ以外につきましては、いずれも減額であります。なお、下から5行目の教育費につきましては、国の補正予算に係るものとして、産業系高校に高性能ICT端末等のデジタル化に対応した産業教育装置等を整備するため、20億円を計上しております。

次に、表の右から2列目にあります議案第88号につきましては、民生費において、生活福祉資金の特例貸付けについて、3月末までに貸付が終了する世帯への再貸付けを実施するため、宮崎県社会福祉協議会に対し、貸付けに必要な原資を支援するための経費として19億円余を計上しております。

補正予算案については以上であります。

次に、7ページをお願いいたします。

総務部における2月補正予算の課別集計表であります。今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の補正額の欄、太線で囲っておりますが、その一番下にありますように95億6,261万2,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、その右隣の欄ですが2,802億2,872万9,000円となります。

予算議案の概要につきましては、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。私からは以上です。

○野崎委員長 次に、議案についての説明を求

めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○石田財政課長 常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

私のほうから、議案第61号及び議案第88号に係る一般会計補正予算の歳入について御説明を申し上げたいと思います。

3ページの太枠の中の議案第61号の欄をお願いいたします。

まず、自主財源でございますけれども、87億円余の減額でございます。主なものといたしまして、一番上の県税が4億円余、その下、地方消費税清算金が9億円余、下から3番目になりますけれども、繰入金で80億円余のそれぞれ減額でございます。

次に、下の依存財源でございますけれども340億円余の増額でございます。主なものでありますけれども、1番目の地方譲与税が24億円余の減額で、1つ飛んで地方交付税——ここから増になりますけれども20億円余の増、1つ飛んで国庫支出金が158億円余の増、その下、県債が184億円余のそれぞれ増となっております。

続きまして、太枠の2列目、議案第88号でございます。ここは、下の依存財源のみ上げておりますが、依存財源として国庫支出金が19億円余の増額でございます。

今回の補正による歳入合計、両議案を合わせまして272億6,143万1,000円の増となっております。補正後の一般会計の歳入合計は補正後の欄の一番下でございますとおおり7,442億9,703万5,000円となります。

続きまして、ページをおめくりいただきまして4ページ目をお願いいたします。

4ページ、5ページでございますが、ただい

ま説明いたしました歳入の詳細になっております。上から2つの県税及び地方消費税清算金につきましては、この後、税務課長のほうから御説明を申し上げます。

以下、それ以外の主なものについて、まず、議案第61号分から御説明を申し上げます。

4ページ、下から3番目、寄附金になりますが、これも1億4,492万3,000円の増となっておりますが、これは、新型コロナ宮崎復興応援寄附金の増等によるものでございます。

下から2番目、繰入金であります。80億1,546万3,000円の減額となっておりますが、右側の主な項目の欄の基金繰入金に記載しております各基金につきましては、充当事業の執行残等に伴う繰入金の減によるものとなっております。

5ページの上から2つ目の地方譲与税から、その下の地方特例交付金、それから、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、国の交付決定等に伴い、それぞれ減額または増額を行っているものでございます。

その下、国庫支出金でございますが、議案が分かれております。

まず、左から3列目の、この議案第61号分の補正額は、158億6,859万5,000円の増額となっております。

主な項目に列記をしておりますとおおり、農林水産業費国庫負担金や、中ほど少し下になりますけれども、土木費国庫補助金におきまして、国の国土強靱化対策を受け、対策予算を計上したことと等により増となっております。

また、中ほどの総務費国庫補助金及び衛生費国庫補助金におきまして、地方創生臨時交付金ですとか緊急包括支援交付金など、コロナ対策関連の交付金を計上していることにより増になっているものでございます。

次に、議案の第88号関係の国庫支出金でございますが、19億4,000万円の増額となっております。県民の生活支援のための生活福祉資金に係る補助金を計上していることによるものでございます。

最後に、一番下、県債でございます。議案第61号におきまして184億1,380万9,000円の増となっております。

これは、国土強靱化対策に伴うもの、それから県立高校における産業教育装置の整備など、国の3次補正予算に係る事業の財源として増額するものですか、一番下になりますけれども、法人事業税や地方消費税等の税収が一定の基準を下回った際に、その財源不足を補うために発行が可能となります減収補填債という起債がありますけれども、この減収補填債を発行すること等に伴うものとなっております。

歳入予算全体につきましては、以上でございます。

○三井税務課長 税務課から、地方消費税精算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。委員会資料の3ページをお開きください。

まず、地方消費税清算金についてであります。表の上から3段目、太枠で囲った議案第61号の欄に記載しておりますとおり、地方消費税清算金の9億7,802万5,000円の減額補正をお願いするものであります。これは、令和2年度において清算の対象となる令和2年2月から令和3年1月までの本県を含めた全国の地方消費税額が、当初見込額より減少したことによるものです。

次に、県税収入についてであります。委員会資料の6ページをお開きください。

県税全体につきましては、表の一番上の段、県税計の予算額①の欄のとおり、当初990億8,000

万円を計上していたところでありますが、今年度の収入見込額につきましては、全般的に新型コロナウイルス感染症の影響が見られることから、表の中ほどの列の収入見込額②の欄のとおり、986億5,000万円、現計比99.6%と見込んでおります。

その結果、その右の補正額の欄にありますように4億3,000万円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、増減の大きかった税目について御説明をいたします。補正額及び備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税が、個人所得の増加により9億5,910万円余の増と見込んでおります。

次に、その4つ下の法人事業税が、企業の業績低調により10億8,364万円余の減、その1つ下の譲渡割地方消費税が、還付の減少等により5億8,929万円の増、次に、その1つ下の貨物割地方消費税が、輸入の減少により1億6,052万円余の減、次に、その1つ下の不動産取得税が、税額200万円以上の大建築分に係る課税件数の減少等により1億2,358万円余の減、次に、その5つ下の自動車税環境性能割が、新車登録台数の減少により1億1,257万円余の減、最後に、その3つ下の軽油引取税が、輸送量の減少等による軽油消費量の減により5億4,768万円余の減と見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○園山総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料71ページをお開きください。

総務課の2月補正予算は、表の左側にありま

すように1,131万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、2億9,386万3,000円であります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。73ページをお開きください。

まず、(事項)連絡調整費であります。397万円の減額であります。これは、県税事務嘱託職員の人件費などの執行残であります。

続きまして、一番下の段になりますが、(事項)文書管理費249万7,000円の減額であります。これは、事務機器の点検委託料など事務費の執行残であります。

続きまして、74ページをお開きください。

中ほどより少し上になりますが、(事項)情報公開推進費156万7,000円の減額であります。これは、公文書開示審査会や個人情報保護審議会の開催等に係る事務費の執行残であります。

最後に、1つ下の段になりますが、(事項)文書センター運営費204万4,000円の減額であります。これは、文書センターの運営嘱託員の人件費などの執行残であります。

総務課の説明は以上であります。

○田村人事課長 人事課の2月補正予算につきまして御説明いたします。引き続き歳出予算説明資料の75ページをお願いします。

人事課の令和2年度2月補正予算は、一番左ですが、2億790万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように51億2,512万1,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。77ページをお開きください。

上から4段目、(目)一般管理費で2億3,527万9,000円の増額補正であります。内訳としましては、まず、(事項)職員費で1,047万5,000円の

減額であります。これは、市町から県に派遣されている職員に係る負担金の施行残であります。

次に、その下の欄、(事項)人事調整費で2億5,411万5,000円の増額であります。増額の主なものは、3の職員手当の調整経費で2億6,100万円の増額となっております。これは、相次いで発生しました鳥インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の対策等に係る職員の時間外勤務手当について、当初の見込みを大きく上回ったことによる増額であります。

続きまして、下から2段目、(目)人事管理費で2,737万2,000円の減額補正であります。内訳としましては、一番下の(事項)人事給与費53万4,000円の減額から、次の78ページの一番下、(事項)熊本地震被災地職員派遣事業費100万円の減額までの5事項であります。いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費補正について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。

上の段の事業名、次期人事給与庶務システム構築支援業務委託事業ですが、次期人事給与庶務システム構築のため、業務改善提案書や入札仕様書の作成を行う事業となっております。

新型コロナウイルス感染症対策のため、県外との往来が自粛される中、県外業者を想定した事業をどのように進めるべきかの検討や、事業の実施において、対面での実施を必要とする業務内容や、システムの運用状況に関するヒアリングに係る各部局担当者や受託業者等との調整に時間を要したことにより、2,530万円の繰越しをお願いするものであります。

補正予算につきましては、以上であります。

続きまして、議案の内容について御説明いたします。

同じ資料の右側、9ページを御覧ください。

議案第79号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。会計年度任用職員等の退職手当について、手当の算定に必要な読み替えを行うため関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。フルタイム会計年度任用職員等につきましては、勤務した期間が引き続いて6月を超える場合には、職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当が支給されますが、当該条例においては、勤務した期間が引き続いて12月を超える場合に、それまでの勤務した期間を在職期間とみなすとされていることから、この「12月」を「6月」に読み替えて適用することができるように規定を追加するものであります。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行することとしております。

人事課の説明は、以上であります。よろしくお願いいたします。

○石田財政課長 財政課の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料79ページをお願いいたします。

財政課の2月補正予算でございますが、一般会計、特別会計合わせまして99億6,657万5,000円の増額をお願いしております。

その内訳でございますが、一般会計が109億2,960万2,000円の増額、公債管理特別会計が9億6,302万7,000円の減額となっております。この結果、財政課の補正後の予算額でございますが、この表の一番上の行の補正後の額の欄にございますとおり2,164億5,976万7,000円となり

ます。

81ページをお願いいたします。

補正予算の主なものでございます。まず、中ほどの(目)財産管理費が119億2,470万8,000円の増額となっておりますが、その内容でございますが、財政課で所管しております基金への積立てに要する経費でございます。

下から2つ目の(事項)県債管理基金積立金が84億99万3,000円の増額、次の一番下の(事項)県有施設維持整備基金積立金が15億2,334万9,000円の増額。

82ページでございますけれども、これも一番下の(事項)国民スポーツ大会、全国障害スポーツ大会開催基金積立金が20億303万2,000円の増額となっております。

これらにつきましては、今回の補正における全庁的な歳入の増及び歳出の減により確保された資金につきまして、今後の県債への償還、それから、今後、本格化していくことが見込まれます県有施設の老朽化対策、それから令和9年度に予定をしております国民スポーツ大会等の開催に向けた計画的な備えのための財源として、それぞれ基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、このページの下段から公債費になってございます。下から2行目の(款)公債費の欄からお願いいたします。総額で9億9,079万2,000円の減額となっております。

その内訳といたしまして、まず、83ページの1行目でございますけれども、(目)元金(事項)元金償還金が2億1,250万3,000円の増額となっております。これは、満期一括償還による借入れに伴いまして、県債管理基金への積立てが増となったことなどによるものでございます。

次に、(目)利子(事項)利子償還金が11億6,776

万1,000円の減額となっておりますが、これは県債の利子払いに執行残が生じたことにより公債管理特別会計への繰出金等が減額となるものでございます。

次に、(目)公債諸費(事項)事務費でございますが、3,553万4,000円の減額となっておりますが、県債発行に係る手数料等に執行残が生じたものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

こちらは公債管理特別会計になってございます。公債管理特別会計は、県債に係る元利金の償還等を行うための特別会計でございまして、9億6,302万7,000円の減額となっております。

その内訳でございますけれども、上から(事項)県債管理基金積立金が4億3,330万円の増、次の(事項)元金償還金が2億2,079万7,000円の減額、一番下の(事項)利子償還金が11億6,776万1,000円の減額。

85ページになりますけれども、(事項)事務費が776万9,000円の減額となっておりますが、これらそれぞれ補正理由につきましては、先ほどの一般会計の公債費の説明と同じという形でございます。

財政課からは以上でございます。

○蕪財産総合管理課長 財産総合管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当課の補正額は3億3,289万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は32億5,478万9,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。めくっていただいて89ページを御覧ください。

まず、ページの中ほどの(事項)庁舎公舎等

管理費2,766万7,000円の減額であります。これは、清掃警備の委託料の執行残によるものでございます。

次に、1つ下の(事項)庁舎公舎等保全費2,018万1,000円の減額であります。これは、庁舎等の修繕業務の執行残によるものでございます。

次に、一番下の(事項)防災拠点庁舎整備事業費2億1,010万8,000円の減額であります。説明は次の90ページになりますが、これは防災庁舎整備に伴う什器備品購入費等の執行残によるものでございます。

次に、1つ下の(事項)電気機関管理費4,440万6,000円の減額であります。これは、庁舎等の機械、電気設備の保守委託料の施行残であります。

次に、一番下の(事項)公有財産管理費1,265万4,000円の減額であります。これは、未利用財産の運用、処分に要する経費の執行残であります。

最後に、繰越明許費補正について御説明いたします。

資料変わりました、別冊の常任委員会資料の8ページを御覧ください。

2段目の庁舎公舎等営繕事業であります。これは、防災庁舎が整備されて部局再配置を行っておりますが、その再配置関係において、鳥インフルエンザ防疫対策等が急遽出てきましたので、農政水産部の移転が当初の予定も遅れ、その後の1号館等の内部改修工事や、工事完了後の移転業務などに遅れが生じたこと等によりまして、2億7,280万5,000円の繰越しをお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしく御説明いたします。

○三井税務課長 税務課の補正予算について御

説明いたします。

歳出予算説明資料の93ページをお開きください。税務課の2月補正予算は、1億959万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、510億9,530万7,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

95ページを御覧ください。

中ほどに記載しております(事項)諸費ですが、これは、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、その所要額が当初見込みを下回るため、3億9,495万円の減額をお願いするものであります。

次にその下の(事項)賦課徴収費ですが、3,131万4,000円の減額をお願いしております。

その主なものといたしましては、まず、その下の説明欄の1の(1)徴税活動経費ですが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料等の執行残に伴いまして2,275万3,000円の減額。

また、その2つ下の(3)地方消費税徴収取扱費交付金ですが、地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収等を行っているため、その経費を補償する目的で国に交付するものでございまして、その所要額が当初見込みを上回ったことにより、701万6,000円の増額となることによるものであります。

次に一番下の2の自主納税の推進費であります。

96ページを御覧ください。

(2)各種団体との協力体制推進費ですが、889万7,000円の減額となっております。これは主に、イ、軽油引取税徴収取扱報償金につきまして、交付対象となる令和元年度収入が当初見込みを

下回ったことにより、837万9,000円の減額となることによるものであります。

次に3の管理機能の充実費ですが、772万5,000円の減額となっております。これは、主に(3)地方税共同機構に係る経費につきまして、地方税の電子申告、電子納税を行うeLTAxの利用に伴う経費が当初見込みを下回ったこと等により、452万3,000円の減額となることによるものであります。

次に(款)諸支出金につきましては、全体で3億5,644万1,000円の増額をお願いしております。

まず(事項)地方消費税清算金ですが、これは、各都道府県に納付された地方消費税について、都道府県間で清算を行うために支出するものであります。本県の地方消費税収入が算定基礎となっており、その地方税収入が当初見込額を増加したことから8億1,994万6,000円の増額としております。

次の(事項)利子割交付金から98ページの法人事業税交付金までの交付金につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であります。それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減等に伴いまして補正をお願いするものであります。

まず、利子割交付金が369万4,000円の増額、次に97ページになりますが、配当割交付金が5,629万9,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金が1億4,512万円の増額、次の地方消費税交付金が4億8,536万9,000円の減額、次のゴルフ場利用税交付金が1,702万円の減額。

98ページの環境性能割交付金が4,821万1,000円の減額、次の法人事業税交付金が541万円の減額となっております。

最後に、97ページにお戻りください。

一番下の利子割精算金が1万円の減額になります。なお、利子割精算金につきましては、関係する都道府県間で精算するために要するものであり、本年度は精算金が発生しなかったことから全額を減額としております。

補正予算につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○日高市町村課長 市町村課でございます。歳出予算説明資料の99ページをお願いいたします。

市町村課の補正予算は8,107万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですけれども、12億9,677万2,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

101ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)地方分権促進費493万円の減額であります。これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したこと等に伴い執行残が生じたものであります。

次に、下から2段目の(事項)自治調整費1,986万3,000円の減額であります。主なものとして、説明欄の5の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が868万1,000円の減額となっておりますけれども、これはシステムを運用するために全都道府県共同で負担しております経費につきまして、各県の負担金の額が確定したこと等に伴い執行残が生じたものであります。

次に、102ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)市町村振興宝くじ事業費5,379万円の減額でございます。これは、市町村振興宝くじとして発売されましたサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金等の配分額が確定したことに伴い、県を通して広域財団法人宮崎縣市町村振興協会に交

付する交付金が減額となったものでございます。

次に、下から2段目の(事項)運営費194万8,000円の減額であります。これは、選挙管理委員会の運営等に要する事務費等の執行残でございます。

市町村課からは以上でございます。

○齋藤総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の105ページをお願いいたします。

総務事務センターの2月補正予算は796万8,000円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目、補正後の予算額は7億4,966万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

107ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費であります。296万6,000円の減額であります。これは、本庁及び地区総務事務センターの運営に要する事務費などの執行残であります。

次に、一番下の(事項)健康管理費であります。299万7,000円の減額であります。説明欄1の職員の安全・安心に関する事業については、作業環境測定委託料の入札残等であります。

108ページをお開きください。

一番上の3、職員のメンタルヘルスケア総合支援事業につきましては、病休・休職からの復職支援に係る会議開催経費等の執行残であります。

次に、このページの中段にあります(事項)恩給及び退職年金費について64万5,000円の減額、その下にあります警察費の(事項)恩給及び退職年金費について442万9,000円の減額であります。これは、それぞれ元知事部局職員、元

警察職員の恩給等支給対象者の減によるものでございます。

総務事務センターは以上です。

○温水危機管理局長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

109ページを御覧ください。

危機管理課の補正額は3,789万2,000円の減額で、補正後の額は、右から3列目の6億5,768万5,000円であります。

主な補正の内容について御説明をいたします。111ページをお開きください。

中ほどの(事項)防災対策費は1,324万6,000円の減額であります。主な内容であります。説明欄2の災害対策本部運用体制等強化事業において、災害対策本部運用に必要となります経費に執行残が生じたことや、3の総合防災訓練強化事業において、新型コロナウイルス感染症の影響で、県総合防災訓練を来年度に延期したことにより執行残が生じたこと、また、5の、災害への備え100%推進事業において、同じく新型コロナウイルス感染症の影響で、防災の日フェアなどの普及啓発イベントを縮小したことにより執行残が生じたことなどによるものであります。

112ページをお開きください。

次に、一番下の(事項)災害救助事業費は923万1,000円の減額であります。説明欄1の災害救助法に伴う救助費であります。これは、昨年の7月豪雨により被災しました熊本県に対して、日南市ほか3市が災害救助法に基づき飲料水や食料の供給などを行いました。救助の費用については、被災県である熊本県が負担することとなっておりますことから、県で求償を行い、一旦受け入れた後に日南市ほか3市に対して支弁するものであります。

次の、2の防災活動支援事業であります。これは、昨年度の9月議会の補正予算で、大規模災害時における避難所等の感染症対策としまして、マスクと消毒液を購入する経費を措置いたしました。当初見込んでおりました金額よりも安価で購入することができたため、執行残が生じたものであります。

危機管理課の説明は以上であります。

○佐藤消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の113ページをお開きください。

消防保安課の補正額は3,113万3,000円の減額で、補正後の額は、右から3列目、12億9,576万1,000円であります。

主な補正の内容について御説明いたします。115ページをお開きください。

一番上の(事項)防災行政無線管理費は2,477万8,000円の減額であります。主な内容であります。説明欄1の無線設備の維持管理では、防災庁舎の設備に伴う無線通信機器の移設工事費等の入札残が生じたこと、また、2の無線設備の保守委託においても保守委託料に入札残が生じたものであります。

次に(事項)消防指導費は210万2,000円の減額であります。説明欄1の市町村消防指導では、大規模災害や特殊災害時を想定した緊急消防援助隊の訓練の中止や、職員の旅費等に執行残が生じたことによるものであります。

次に、116ページをお開きください。

上の段の(事項)消防学校費は242万6,000円の減額であります。これは、消防学校の教育訓練に係る経費や、職員の旅費等に執行残が生じたことによる補正であります。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○佐藤委員 財政課長にお聞きします。82ページの下のほうです。宮崎県国民スポーツ大会、全国障害スポーツ大会開催基金の積立てに要する経費というところで、20億円ほどの追加積立てということで、この中で計画的な備えというような御説明がありましたが、ここをもう少し説明していただけるとありがたいです。

○石田財政課長 御指摘いただきました積立金でございます。令和9年度に、宮崎県国スポ・障スポの大会開催に向けまして今準備を行っているというところでありますが、さきに示しておりますように、国スポ・障スポについてはソフト事業だけでも230億円程度要するという見込みを立てておりまして、これに向けて計画的に基金を積み立てしていくという方向で今準備を進めています。

基金自体、国スポに向けて、本番に使うものもあれば、それよりも前に競技力向上ですとかいろいろな開催の準備のために使っていくものもあるというところで、計画的に準備を行っている状況でございます。

なお、今回、補正予算で20億円余の積立てをお願いしておりますが、当初予算でも10億円ほどお願いしておりますので、このタイミングで30億円ほど今回積立てを行いたいと考えております。

○佐藤委員 わかりました。

それと、115ページ、一番下のほうに市町村消防指導及び消防力強化に要する経費というところで、市町村消防指導、それから、2、ふるさと消防団活性化支援事業でそれぞれ減額ですけども、この事業について少し説明を聞きたいのですが。

○佐藤消防保安課長 ふるさと消防団活性化支援事業につきましては、県の取組といたしまして、これまで女性消防団の活性化大会、それから消防団の検討会等をやってきたところであります。そのほか、消防装備の基準に示された装備資機材の整備等、消防団の充実強化の事業などもやっているところであります。

○佐藤委員 市町村消防指導というのは。

○佐藤消防保安課長 市町村消防指導につきましては、各種指導をやっているんですけども、今回御説明しております大規模災害や特殊災害を想定した緊急消防隊の訓練等もやっております。これにつきましては令和2年10月に熊本県で合同の訓練が行われるところでしたけれども、この訓練が中止になったことで、県の負担金を拠出する必要がなくなって減額となったものであります。

○佐藤委員 これは、新しい年度も引き続きやっていくということですか。

○佐藤消防保安課長 事業につきましては例年やっているところで、訓練につきましては来年度は沖縄県で緊急消防援助隊の合同訓練が開催される予定になっておりますので、それについては支出したいと考えております。

○佐藤委員 わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 最後に、その他で何かございませんか。

○太田副委員長 その他でありますけど、人事課だろうと思いますが、職員がいろいろ法令に違反したり、もしくは民事的なことでちょっとごたごたしたとか、いろいろプライバシーに関する件もあったりして、その件の把握の仕方については大変な部分もあろうかと思いますが、

早くわかったほうが職場の上司とかから、いい意味で助言を受けることができるため、こじれないうちに早く解決することもあると思うんです。

それで、現在の職員の報告の義務というか、こういう場合は絶対書面で報告しなきゃいけませんよというのがあるかと思うんです。報告する側はプライバシーに関することだったら、なかなか言いにくいだろうし、その辺が早く報告しやすいようになってほしいと思って。

上司は上司で、いい意味での助言、解決を図ってあげるためにも、何か風通しがいい形というのは必要だと思うんです。だから、現状どの程度まで報告しないといけないとか、その辺はありますか。

○田村人事課長 今、委員おっしゃったように、プライベートの問題が例えば仕事に影響を及ぼすということがあってはよくないわけで、職員が日頃から健全な精神状態いますか、しっかりとした状態で仕事に集中するという形が一番望ましいわけでございます。

そういう意味で、プライベート等でいろんな悩みとか、そういうのを抱えていたりすると、そういう影響が出る場合もあります。

今、委員からおっしゃったように、やはり風通しのいい職場づくりというものが大切だと我々も考えておまして、そういう意味では、昨今スタートしました人事評価制度の中で、定期的に上司と職員が面談する機会を設けております。それは年度初め、秋頃、年度末と、年3回定めてあります。それ以外にも普段からいろいろ風通しのいい人間関係の中でそういう悩みとかあれば、相談できる形はとっているところでございます。

そういった中で、どういった場合に報告しな

いといけないかというのは、事故報告書という形で一応書面で出す場合もあるんですが、まず、交通事故であったりとか、違反であったりとか、そういったものは当然でございますし、それ以外の法令違反とか、そういったものについては、必ず報告するようにということでございます。

ただ、それ以外の案件については、普段から上司や周りからの声かけであるとか、普段から周りの職員に対して気を使っていくということが大切だと考えておりますので、引き続きそういった面で所属のほうを指導していきたいというふうに考えております。

○野崎委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆様方、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時56分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○大西会計管理者 会計管理局の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の399ページをお願いいたします。

補正額は、左から2列目、1,531万4,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、5億5,210万6,000円となります。

401ページをお開きください。まず、会計課であります。補正額は左から2列目、1,454万8,000円の減額であります。この結果、補正後

の額は、右から3列目、4億2,410万2,000円となります。

403ページをお願いします。

補正の主なものは、ページ下の(事項)出納事務費642万7,000円の減額で、説明欄の1、出納事務執行に要する経費とございますが、この中で、指定金融機関等に支払う窓口収納事務手数料などの執行残であります。

会計課については以上でございます。

405ページをお願いいたします。

次に、物品管理調達課であります。補正額は、左から2列目、76万6,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、1億2,800万4,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

407ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)職員費1,070万7,000円の増額については、職員の人事異動等に伴う人件費の増額であります。ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費247万2,000円の減額については、会計年度任用職員の報酬などの執行残であります。

最後になりますが、下の段の(事項)車両管理事務費900万1,000円の減額については、説明欄の2ですが、県有車両の任意保険料などの執行残であります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 よろしいですか。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもって、会計管理局を終

了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時0分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○小田人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和2年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の481ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で576万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、1億4,192万6,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

485ページをお開きください。

まず、このページの一番下の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の283万4,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により当初予定しておりました会議や就職説明会が中止、あるいはウェブ上での開催に変更になったことに伴う旅費等の事務費の執行残であります。

次のページを御覧ください。2つ目の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費の97万9,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により当初予定しておりました人事委員会勧告等に関する会議や説明会が、書面審議やウェブ上での開催へと変更になったことに伴う旅費等の事務費の執行残であります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 よろしいですか。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○穴見総務課長 宮崎県職員採用試験制度の見直しにつきまして、御説明をいたします。

まず、Ⅰの見直しの趣旨でございます。

少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、受験者数の確保及び辞退の防止が喫緊の課題となっております。

このような中、多様で優秀な人材を早期に確保するため、採用試験の実施方法等について、社会情勢の変化に対応した見直しを積極的に行うとともに、コロナ禍など不測の事態に臨機応変に対応できる試験実施体制の整備を行うものであります。

次に、Ⅱの見直しの内容についてであります。

大きく分けて2つの項目からなっております。

まず1つ目、大学卒業程度等採用試験についてであります。

(1) 技術系職種試験の前倒しについてであります。受験や研究等で忙しい理系の学生が受験しやすい環境を整え、民間企業志望者等を取り込むとともに、早期に合格発表を行うため、従来6月に実施しておりました教養試験を廃止し、4月にSPI3による基礎能力検査等を行うことといたします。なお、下の大卒程度試験種目の表にもありますとおり、従来、6月に第1次試験として実施していた専門試験につきましては、第2次試験として実施することといた

します。

次に、(2)のSPI3試験の実施方法の見直しについてであります。危機事象発生時に臨機応変に対応できる試験実施体制を整えるとともに、受験者の利便性向上・負担軽減を図るため、4月に実施するSPI3試験については、ペーパー試験に代えて、全国47都道府県で受験ができるテストセンター方式及びインハウス方式で実施いたします。試験日程については、表のとおりとなっております。

ちなみに、表の左から2列目、一般行政特別枠及び表の右から2列目、大学卒業程度(技術系職種)の最終合格発表予定日は、令和2年度よりも、それぞれ1カ月程度前倒しとなっております。

次に、裏面を御覧ください。

2、社会人を対象とする採用試験についてであります。

(1) 受験資格年齢の上限引き上げ、①の現在の受験資格年齢は満29歳以上満35歳未満となっております。②の見直しの内容といたしまして、幅広い年齢層で優秀な人材を確保するため、上限を満35歳未満から満40歳未満に引き上げるものであります。

最後に、(2)区分試験(機械・農業土木)の新設についてであります。機械及び農業土木につきましては、令和3年度から社会人の枠を設けまして試験を実施いたします。下の図にありますとおり、社会人採用試験の区分試験につきましては、令和3年度は電気(社会人)の採用予定がないことから、2年度より2増1減いたしまして、5つの区分試験を実施することとしております。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他、報告事項について質疑はありませんか。

○太田副委員長 職員採用制度ですけれども、教養試験を廃止するというので、教養っていったら、例えば、「明治維新は何年ですか」とかで、ある程度の人物評価もしていたのかと思うんですが、SPI3……性格まで判断する検査となっていますよね。パソコンを使って入力するんでしょうけれども、設問の形とかいうのはどんなものなんですか。ちょっとイメージをつかみたいなと思って。

○園山総務課長 SPI3試験につきましては、今、副委員長御指摘ありましたとおり、大きく分けて2つ、基礎能力の検査と性格の検査がございます。

基礎能力の検査には、例えば数的処理というのがございますが、これは文章で間を抜いて、そこに数字を入れなさいという鶴亀算があったり、いわゆる複雑な何か方程式を出すというよりは、文章の中から答えを引き出すとか、そういったものということで、頭の回転が速いかどうかみたいなものを見ると、ちょっと語弊があるんですが、そういうものでございます。

それから文章読解能力を試すということで、英文とか日本語もございますけれども、その文章を読ませて、例えば大きく訳したものでないものはどれかを選ばせるといったような形の設問となっております。

性格検査につきましては、一般的に私どもで別でやっております性格検査と同じようなものといえますか、たくさんの設問がございまして、それを時間内に本人が、例えば「あなたは非常に感情の起伏が激しいところがありますか」という質問があったときに、5つの選択肢の中から「非常にそう思う」とか、「あまりそう思わな

い」とか、そういうような設問がたくさんございまして、それを積み上げて、本人の性格の傾向はこうですよということで、これは何か特殊なものではなく、一般的な性格検査ではよくそういうものがございます。

知識を問う質問はあまりないということで、御指摘のとおりでございます。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもちまして、人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時11分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○横山監査事務局長 監査事務局の令和2年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスがあります475ページをお開きください。

表の左から2番目、補正額の欄でございますが、702万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億8,562万7,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

479ページをお開きください。

上から4段目の(目)委員費につきましては、138万3,000円の減額でございます。その内訳は、(事項)委員報酬が64万3,000円の減額、

それから(事項)運営費が74万円の減額で、執行残等に伴うものでございます。

次に、中ほどの(目)事務局費につきましては、563万8,000円の減額でございます。その内訳は、(事項)職員費が224万8,000円の減額で、職員の人件費の執行残等に伴うものでございます。

続いて、(事項)運営費が339万円の減額で、県外出張が中止になったこと等によります旅費等の執行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもって、監査事務局を終了いたします。執行部の皆さま方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時15分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○亀澤事務局長 お疲れさまでございます。アンカーを務めさせていただきます事務局でございます。

議会事務局の令和2年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄でございます

が、7,916万6,000円の減額補正を今回お願いしております。例年と比べて、やや大きな額となっております。補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄でございますが、11億4,680万5,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、2,271万9,000円の減額でございます。主なものといたしましては、1つ下の段、(事項)議員報酬の365万6,000円の減額でございます。これは、議員の辞職に伴う議員報酬等の執行残でございます。

次に、3つ下の段、(事項)常任委員会運営費の771万9,000円の減額、その一番下に段にございますが、(事項)特別委員会運営費の535万3,000円の減額でございます。これは、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴いまして、御案内のとおり各常任委員会の県外調査が中止になったこと等による議員旅費等の執行残でございます。

6ページをお開きください。

次に、上から2段目の(目)事務局費でございますが、5,644万7,000円の減額でございます。その主なものについて御説明いたします。

まず、1つ下の段、(事項)職員費の791万1,000円の減額でございます。これは、事務局職員の人事異動等に伴いまして、給料及び職員手当などに執行残が生じたものでございます。

次に、一番下の段、(事項)議会一般運営費の4,573万1,000円の減額でございます。これは、主に、事務局が移転することとなります県庁1号館2階の内部改修工事費や、工事の設計業務に要する委託料などの執行残でございます。

予算書については以上でございますが、続きまして、繰越明許費についてでございます。お

手元の令和3年度2月定例県議会提出議案（令和2年度補正分）をお願いします。

繰越明許費補正のところ、9ページでございます。

一番上に記載しております、県庁1号館移転に伴う議会棟改修事業であります。この事業につきましても、先ほど説明いたしました県庁1号館2階の内部改修を行うものであります。工事前の前提となります農政水産部の移転が、業務の都合により当初の予定より遅れたことで、当該改修工事の年度内完了が困難となったものでございます。5,569万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。

なお、工事の完成は、令和3年5月31日を予定しております。

議会事務局につきましての説明は、以上でございます。

○野崎委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○井上委員 この1号館の移転に伴う議会棟の改修というのは、もう大体出来上がっているけど、ただ時期がずれているというだけですか。

○長倉総務課長 1号館2階については、実施設計のほうも終わり、工事するだけですので、当初の予定よりもスケジュールが若干後ろにずれたというわけでございます。

○井上委員 さっき言われた5月から何とかという。

○長倉総務課長 そうでございます。

○野崎委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもって、議会事務局を終

了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時22分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日ということになっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻は13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見を頂くところですが、今回は、日程に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について、御意見ををお願いいたします。何かございませんか。

○井上委員 佐藤委員が高千穂鉄道の関係について地元出身であるということも含めて熱心に言われたわけだけれども、確かに基金条例の関係は地域振興の点から言うと、すごく心配が残る部分がいっぱいあって、そして残った予算は一般財源に戻しさえすればいいんだみたいな感じではちょっと困るなど。だから、今回、委員会の中でそのことについて強く審議したことは表現してもらいたいと思います。

○野崎委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

○佐藤委員 ありがとうございます。言われたとおりなんです。もう心配なんです。ま、だものがあるわけなんです。

それと、やはり言われるようなことは分かります。だから、重黒木次長が別の形でみた

いなことも言われたんで、そのあたりの文言があるといいのかなと思います。お願いします。

○野崎委員長 了解しました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようでしたら、本日の委員会は終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでございました。

午後3時25分散会

令和3年3月5日(金曜日)

午後1時58分開会

出席委員(7人)

委員	長	野崎幸士
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		山下寿
委員		佐藤雅洋
委員		井上紀代子

欠席委員(1人)

委員		来住一人
----	--	------

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊大介
総務課主事	合田有希

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第61号から第63号、第79号から第81号及び第88号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認め、よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で、委員会を終了いたします。委員の皆さん方、お疲れさまでございました。

午後0時59分開会

署 名

総務政策常任委員会委員長 野 崎 幸 士